

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和7年9月8日（月曜日）		
開会	午前9時58分	閉会	午後3時30分
場所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 石田憲太郎 副委員長 中山 明保 委員 柳 大地 水口 誠 金田 靖典 西村紳一郎 長坂 則翁 砂田 典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	参事兼調査係長 遠藤 全 議事係主任 稲田 直		
出席説明員	【教育委員会】 教育長 河井登志夫 教育委員会事務局副教育長 徳高雄一郎 次長兼教育総務課長 山名 常裕 教育総務課課長補佐 前田 英樹 教育総務課校区審議室主査 岡部 孝志 次長兼学校教育課長 淩見 康陽 学校教育課参考 福山 曜博 学校教育課課長補佐 古網 有紀 学校教育課放課後児童支援係長 若宮 健一 学校保健給食課長 藏増 彩 学校保健給食課課長補佐 木村 裕司 学校保健給食課学校給食係長 田中 崇仁 文化財課長 佐々木孝文 文化財課課長補佐 加川 崇 生涯学習・スポーツ課長 浜田 哲弘 生涯学習・スポーツ課課長補佐 平田 政志 生涯学習・スポーツ課施設係長 西垣 宏史 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長 保木本あい子		
	【経済観光部】 経済観光部長 大野 正美 次長兼経済・雇用戦略課長 渡邊 大輔 経済・雇用戦略課課長補佐 塩 敦 経済・雇用戦略課地域経済係長 保崎 克巳 経済・雇用戦略課雇用政策係長 鈴木 元気 経済・雇用戦略課スマートエネルギー・タウン推進室長 大角真一郎 経済・雇用戦略課スマートエネルギー・タウン推進室主査 大坪 宗臣 次長兼企業立地・支援課長 福山 博俊 企業立地・支援課参考 田中 英利 企業立地・支援課課長補佐 能勢 光介 企業立地・支援課説教・振興係長 山根 裕史 観光・ジオパーク推進課長 平井 宏和 観光・ジオパーク推進課参考 古網 竜也 観光・ジオパーク推進課課長補佐 川口 隆 観光・ジオパーク推進課観光振興係長 岩田 宜真 経済観光部参事 川口 泰弘 鳥取市関西事務所長 奥山 恵介		
	【農林水産部】		

	農林水産部長 坂本 武夫	農政企画課長 小谷 昇一
	農政企画課課長補佐 蔵増 達弘	農政企画課扱い手支援係長 松本 圭一
	農政企画課生産振興係長 清水 保朝	農政企画課鳥獣対策係長 山本 佳一
	林務水産課課長 山田 泰弘	林務水産課課長補佐 城市 素
	林務水産課主査兼水産漁港係長 小川小百合	次長兼農村整備課長 長石 良幸
	農村整備課課長補佐 大和谷雅人	農村整備課総務係長 西尾 孝司
傍聴者	なし	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前9時58分 開会

◆石田憲太郎委員長 皆さん、おはようございます。若干時間早いようですけども、全員がおそろいのようでありますので、ただいまより文教経済委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおり、まず、教育委員会の議案説明、報告を受けた後、経済観光部、農林水産部と進めてまいります。

なお、本日は議案付託前の事前調査という位置づけで行っておりますので、議案につきましては、質疑は行いません。よろしくお願ひします。ただし、聞き取りにくかった点、また、用語の確認は可能でありますのでよろしくお願ひをいたします。また、そのほか陳情の審査を3件行いますので、こちらのほうもよろしくお願ひを申し上げます。

【教育委員会】

◆石田憲太郎委員長 それでは教育委員会の審査に入ってまいります。初めに河井教育長に御挨拶をいただきたいと思います。河井教育長。

○河井登志夫教育長 改めましておはようございます。教育長河井登志夫でございます。本日も文教経済委員会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。8月はインターハイの関係、相撲、ホッケーというような競技もございました。9月に入っても連日暑い日が続いております。今日はちょっと曇っておりますけども。その中で、先週の土曜日、9月6日には市内の中学校において体育祭、運動会が開催され、暑い中ではございましたけど、無事終了させていただいております。

また、9月1日からは、東京2025の世界陸上の事前キャンプということでジャマイカの選手団が来ておられまして、本日の夕方壮行会ということです。先週は、市内の千代保育所のほうに交流ということで選手に来ていただいて、子どもたちと交流深めたというようなことでございます。まだまだ暑い日は続きますけども、今日の報告事項の中にも文化的なもの、文化財的なものがいよいよ秋のシーズンに入りまして開催されますので、御案内をさせていただこうと思っております。本日はよろしくお願ひしたいと思っています。

それでは、本日の委員会に付託されております案件につきまして概要を御説明申し上げます。

まず、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算についてでございます。額的には、教育委員会3億5,348万3,000円の増額となります。議案第118号は鳥取市立学校条例の一部改正を提案するものでございます。議案第126号は鳥取市民体育館再整備事業計画の変更について提案するものでございます。報告事項第23号は、法令の改正に伴いまして引用する規定を整理するため、条例の一部改正について専決処分をいたしました事項について御報告をさせていただきます。その他につきましても、このレジュメ下に書いてあります5件の報告がございます。いずれも担当課長が御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にはよろしくお願ひいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について（説明）

◆石田憲太郎委員長 それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題といたします。執行部より説明をお願いいたします。山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育総務課山名でございます。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の教育委員会の所管に属する部分につきまして、お配りしております資料1の文教経済委員会補正予算説明資料で説明をさせていただきます。なお、歳入予算につきましては、歳出予算を説明する中で必要に応じて説明をさせていただきます。それでは資料の順番に沿って担当課より御説明いたします。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課浅見です。それでは資料1の4ページをお開きください。民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、放課後児童対策事業費です。事業別概要是37ページの下段を御覧ください。補正額ですが、1億7,118万9,000円の増額、財源内訳は国県合わせて1億1,412万4,000円、残りは一般財源です。これは、放課後児童クラブ運営費の算出根拠となる国の子ども・子育て支援交付金の単価が改定されたことに加え、入所児童数が増加したこと、障がい児受入れに伴い加配支援員が増加したこと等によって、放課後児童クラブへの委託料を増額するものです。

同じ資料1の6ページの配布資料を御覧ください。主な増額項目ですが、まず、番号1の基本額についてです。これは本市の会計年度任用職員の人事費を算定の基礎としておりますが、入所児童数による規模拡大と合わせ5,771万8,000円の増、続いて、番号5障がい児加配について、障がい児受入れに伴い加配支援員が増加したこと、及び国の単価改定と合わせて2,812万9,000円の増、続いて番号8及び9の処遇改善事業及びキャリアアップ処遇改善事業について、各クラブの加算額が変動することを踏まえ、ひとまず4月から9月分の半年分を当初予算で措置しておりましたが、今回見込みが固まつたことにより、5,131万2,000円の増あります。

また、資料の下段を見ていきますと、本年度青谷小学校においてクラブ入所児童数の増により新たにクラブを開設しており、当初、契約時点では78クラブでしたが、1クラブ増加し

まして、79 クラブとなっております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 岡部室長。

○岡部孝志教育総務課校区審議室長 校区審議室岡部です。では、続いて説明させていただきます。資料1の予算説明資料、同じく4ページです。中段です。事業別概要は37ページの上段です。そちらを御覧ください。事業ですけれども、鳥取市立学校再編推進事業費についてです。補正額は10万円の増額です。全て一般財源です。補正内容といたしましては、気高地域において新設統合小学校の令和13年度開校を目指しているところですけれども、逢坂地域から逢坂小学校の浜村小学校への先行編入を希望する旨の要望書が提出されまして、令和8年4月から先行編入にということで、今、準備を進めているところです。今回の補正予算につきましては、先行編入に伴い閉校する逢坂小学校の閉校記念式典等に関わる事業を、これまで閉校した学校の例に倣いまして、記念式典実行委員会へ委託するというものです。説明については以上です。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課浅見です。それでは、同じく4ページ、教育費、社会教育費、社会教育活動費、放課後子ども教室推進事業費です。事業別概要は38ページの上段を御覧ください。補正額は20万1,000円の増額です。財源内訳は、国県支出金が4万5,000円、一般財源が15万6,000円です。これは、国の要領の改正に伴い、放課後子ども教室の運営を担う地域コーディネーター、協働活動リーダー、協働活動サポーターの報償費の単価改定に伴い、報償費を増額するものです。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課浜田です。説明資料は1の4ページを、一番下を御覧ください。文化センター施設管理費でございます。予算書は35ページ、事業別概要は40ページの上段となっております。補正額につきましては3,147万3,000円、財源につきましては地方債2,820万円となっており、残りが一般財源となります。詳しくは資料をつけておりまして、8ページを御覧ください。A4横の資料ですけども、こちら文化センターにあります文化ホールでございます。文化ホールの空調設備2台につきまして、1台につきましては昨年の11月にフロン漏えいの不具合が発生しまして、今年度につきましては残り1台のみで対応していったところなんですが、もう1台につきましても、今年の猛暑の関係でしょうか、7月に同じく不具合が発生しまして、2台とも使えなくなったということですので、冷暖房が利用できないということが起こりました。それをもちまして、空調設備を2台、このたび新規に設置するための経費を増額要求するものでございます。

なるべく早い復旧を目指しておりますと、今年度末の完成を見込んでるところでございます。そちらに文化ホールの利用停止のイメージを載せておりますけども、冷暖房の必要な夏場と冬場は利用停止をさせていただいて、冷暖房がなくても利用が可能と思われます10月と11月につきましては、利用者の方々に冷暖房が使用できないことを承知していただいた上で、ホールのほうを使っていただくこととしております。

なお、今回の文化ホールの利用停止によりまして、別の会場に移っていただくこととなつた利用者の方々に対する補償経費でございますが、そちらにつきましては、取りまとめができ次

第、今の予定では今年度の12月補正で計上していきたいと考えているところでございます。

続きまして資料5ページのほうに戻っていただきまして、一番上段です。さじコスモスの館運営管理費でございます。こちら予算書は35ページ、事業別概要は40ページの下段になりますが、こちらの資料のほうで説明させていただきます。補正額は329万2,000円、全額一般財源となります。こちらも詳しく資料つけておりまして、9ページのほうを御覧ください。さじコスモスの館につきましては、少しでも早い運営をということで、今年度6月補正におきまして別館のガス給湯器2台の修繕費と今年度の運営管理委託費の増額を認めていただきまして、7月1日から別館とバーベキュー棟のみで臨時運営しているところですけども、今回につきましては、令和8年度、来年度から本館も含めた本格運営ができるように、一旦12条点検で指摘がございました本館のボイラーですか、別館の換気扇など、そちらに書いております修繕経費を増額要求するものとなっております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 蔵増課長。

○蔵増 彩学校給食課長 学校保健給食課蔵増です。同じく資料5ページ、上から2段目、費目変わりまして、項保健体育費、目学校給食費、一般管理費（学校給食センター）です。事業別概要は38ページ下段、補正額は117万7,000円、全額一般財源です。これは第一学校給食センターへのスポットクーラー設置に要する経費です。第一学校給食センターは、建築から37年が経過し、最も老朽化が進んでいます。施設は構造上天井が高く、屋根が焼けて室内に熱気が籠っております。

今年は特に35度を超える猛暑日が続き、調理場や洗浄室の温度も高温となり、特にフライヤー等、熱を発する調理機器付近の温度が高温となり、多くの職員が熱中症の症状を訴える状況が発生しております。第一給食センターは天井が高く、一般的な空調では給食センターのような広い空間を冷やすことが難しいため、スポットクーラーを設置するものです。なお、夏休みが明けても暑さが続くため、既決予算で夏休み中に対応し、このたび補正をさせていただくものです。

続きまして同じく資料5ページ、上から3段目、学校給食センター整備費についてです。事業別概要は39ページ上段、補正額は1億4,404万6,000円、財源は給食センター整備事業債1億800万円、給食センター整備事業債、行財政改革推進債3,600万円、一般財源4万6,000円です。これにつきましては、債務負担行為も併せて説明をさせていただきたいと思います。債務負担行為は予算書45ページ3行目、事業別概要52ページとなります。給食センター整備費につきましては、資料の7ページで説明をさせていただきたいと思います。仮称鳥取市北部学校給食センター整備事業につきまして、実施設計が完了し、現在、公告に向けて実施設計の精査を進めているところです。実施設計を進める中で建築工事費が増額となったため、9月定例会で増額補正をお願いするものです。

給食センターの建設工事費は、令和7年度の当初予算と令和8年度から9年度の債務負担行為で総額45億9,820万円となっていますが、このたびの補正で3億8,635万円の増額をお願いするものです。令和7年度は4割の1億4,404万6,000円、令和8年度から9年度の債務負担行為で6割の2億4,230万4,000円となっております。増額理由としましては、塩害対策で約

1億円、災害対策で約0.5億円、省エネ基準適合機種への変更で約0.5億円、資材高騰、これはステンレスの物価高騰によるものの影響で約1.8億円の増額となるものです。

また、入札スケジュールにつきまして、当初、9月中旬に公告、11月上旬に入札を行いたいと考えておりましたが、これを10月上旬に公告、11月下旬頃に入札を行うスケジュールを考えております。そこの四角で囲ってあるところがございますが、この事業に係る国の学校施設環境改善交付金が採択保留となっているため、この入札スケジュールは未確定の状況であります。工事につきましては、建築、電気、機械、これは給排水、空調、それから昇降機の5つを発注し、工期21か月、令和9年10月頃の完成を予定しています。給食開始は令和10年4月を予定しております。

続きまして同じく資料5ページの4段目、学校給食運営事業費です。事業別概要39ページ下段、補正額は200万5,000円、財源は国県の予算で200万5,000円となっております。これは県の学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業を活用し、県産食材を使った学校給食を提供するもので3月の学校給食に鳥取市産のイチゴ、とっておきを使ったイチゴジェラートを提供する予定としております。説明は以上です。

◆石田憲太郎委員長 淩見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 では、続いて令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要について御説明をさせていただきます。事業別概要書は49ページを御覧ください。鳥取市グローバル人材育成事業費についてです。債務負担の限度額は、令和7年度から8年度で1,076万4,000円です。財源は全額一般財源です。本事業はグローバル化が進展する中、次代を担う中学生を海外に派遣し、生きた英語や多様な文化に触れる機会を提供することで、国際感覚の優れた人材の育成を図るものであります。

事業の内容としましては、市内の中学生をオーストラリアに派遣し、現地学校との交流やホームステイ、文化施設等の訪問などのプログラムを実施します。平成27年度に本事業を開始しまして、令和2年度から令和5年度まではコロナ禍のため中止しておりましたが、令和6年度から再開したものです。このたび令和8年度の実施に向けて、プロポーザル等を実施するため、債務負担行為として上げさせていただいているものです。

今後の取組ですが、この9月議会で議決をいただけましたら、10月から11月にプロポーザルによる事業者選定や派遣生徒の公募を行い、12月には派遣者を決定いたします。その後、事前研修会を経て来年8月に派遣をしたいというふうに考えております。以上です。失礼しました。先ほど内訳ですけれども、財源内訳で全額一般財源というふうにしておりましたが、その他200万円、それ以外が一般財源、876万4,000円が一般財源となります。訂正させていただきます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 蔵増課長。

○蔵増 彩学校保健給食課長 学校保健給食課蔵増です。私からは鳥取市立学校給食センター調理等業務委託費について説明をさせていただきます。事業別概要是50ページです。現在、学校給食の調理や配達の委託をしておりますが、本年度で委託期間満了となりますので、令和8年度以降の業務を継続して行うために債務負担行為を行うものです。限度額は17億7,548万

6,000円、期間は令和7年度から令和12年度、第二、国府、河原、気高・鹿野・青谷学校給食センターの管内、約8,000食の調理、配管、洗浄など、学校給食を継続的・安定的に実施するため委託を行うものです。

なお、河原、気高・鹿野・青谷学校給食センターは配送も含めて委託を行う予定としております。今後の取組としましては、議決をいただきましたらプロポーザルを行うため、9月下旬に募集要項等公表し、説明会や現地の見学会、審査を行い、事業者を決定し、契約を行いたいと考えております。

続きまして、鳥取市学校給食配達業務委託費について説明をさせていただきます。事業別概要は51ページです。こちらも本年度で委託期間満了となりますので、令和8年度以降の業務を継続して行うために債務負担行為を行うものです。限度額は3億1,122万3,000円、期間は令和7年度から令和12年度、事業の内容に記載の4つのセンターから学校へ給食の配達・回収等を行い、学校給食を継続的・安定的に実施するため委託を行うものです。なお、第一、湖東学校給食センターは、新センターができるまでの令和8年度から令和9年度の2年間の配達委託しております。今後の予定としましては、議決をいただきました後、本年11月に入札により業者選定を行いたいと考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文化財課長 文化財課佐々木でございます。私のほうからは指定管理施設の債務負担行為について御説明いたします。事業別概要53ページを御覧ください。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費のうち、鳥取市歴史博物館分でございます。令和7年度で指定管理期間が満了することから、次期の指定管理者を募集するための債務負担行為となります。限度額は6億5,582万5,000円、期間は令和8年度から12年度となっております。

事業の目的は鳥取市歴史博物館の管理運営を引き続きやっていただくということで、これまで同様の博物館の管理運営と併せて歴史民俗資料館等の資料の収集活用・保存のほうを引き続きやっていただくことになります。今後の取組ですけれども、9月議会の債務負担行為の議決をいただいた後、指名を実施いたしまして12月議会で指定管理者の指定議決、12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示を行いまして、3月中に基本協定書を締結し、令和8年4月1日より管理を開始するという予定になっております。

引き続きまして54ページです。同じくグループ募集となっておりますが、指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市歴史博物館及び鳥取市因幡万葉歴史館の管理運営費でございます。うち、因幡万葉歴史館分でございます。こちらも令和7年度で指定管理期間満了しますので、8年度からの新たな5年間の指定管理者を募集するものであります。限度額は2億4,134万5,000円となっております。

事業の目的等、内容等はこれまでと同様でございます。因幡万葉歴史館の管理運営を引き続きやっていただくということで、鳥取市歴史博物館や万葉歴史館と合わせて公益財団法人鳥取市文化財団を指名指定の見込みであります。これまでに関連する取組としては、5年間の間、指定管理をしていただきました。今後の取組は博物館で御説明したとおりで、指名を実施しま

して12月議会で指定議決をいただきました後、議決後に指定及び告示を行いまして3月中に基本協定書の締結を行い、令和8年4月1日より管理を開始するということにしております。

55ページのほう御覧ください。こちらは指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費、うち、鳥取市あおや郷土館分ということになります。あおや和紙工房については経済観光部の所管となります。青谷地域にあるこの2館についてはグループでの募集ということに従来どおりなっております。こちらのほうも令和7年度で指定管理期間が終わることから、令和8年度からの5年間の指定管理者を募集するものです。限度額は1億2,879万5,000円であります。事業の目的は、鳥取市あおや郷土館の管理及び運営に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定や手続等に係る条例の規定に基づき、指定管理者制度で管理運営をしていただくことになります。こちらも鳥取市あおや郷土館の利用に関する業務、鳥取市あおや郷土館の施設及び設備の維持管理に関する業務、鳥取市あおや郷土館の企画展示等に関する業務、その他郷土館の管理上、必要と認める業務ということになっております。

こちらはこれまでの取組なんですけれども、以前は、令和5年度までは鳥取市青谷上寺地遺跡展示館とあおや郷土館とあおや和紙工房という3館がありましたけれども、青谷かみじち史跡公園のオープンに伴いまして青谷上寺地遺跡展示館を閉館いたしましたので、今回は2館ということになっております。今後の取組ですけれども、先ほどまでと同じく公募を実施した上で、指定管理者選考委員会を開催しまして、指定管理者候補者の選定、12月議会で議決をいたしました後、指定及び告示を行いまして基本協定書を3月中に締結し、3月末までに指定管理者を交代する場合は引継ぎを行いまして、4月1日より管理を開始するということにしております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課浜田です。続いて56ページをお願いいたします。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託するさじコスモスの館の管理運営費の債務負担行為でございます。先ほど、補正予算のほうでも触れさせていただきましたが、さじコスモスの館の来年度からの本格運営に係るものでございます。新たに令和8年度から管理運営を委託する指定管理者を公募するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。限度額は976万5,000円、期間は今回新規の公募として令和8年度から10年度までの3年間、全額一般財源でございます。限度額の設置につきましては、最近の人事費等の高騰なども踏まえたものにしております。

これまでの関連する取組のところに￥￥￥記載しておりますが、長年、指定管理者でございました有限会社ミルキーウェイが令和4年度末で新型コロナの影響もあって指定管理のほうを辞退されておりまして、現在の指定管理者はなしという形になっておりますが、今年度につきましては、先ほども申しましたように7月1日から臨時運営のほうしております。地元の株式会社さじ式拾壱のほうへ委託のほうをしております。

今後の取組ですが、先ほど来からも説明がありますとおり、9月議会で議決をいただきまして公募を実施いたしまして、その後、12月議会のほうで指定管理者の指定議決をいただいた

上で、3月に基本協定書の締結を行って、8年4月1日から新たな指定管理者による管理を開始する予定でございます。

続いて57ページをお願いいたします。こちら57ページから63ページまで生涯学習・スポーツ課の所管になるんですけども、7件につきましては、いずれも指定管理者制度に基づく指定管理の期間が今年度末で終了することに伴いまして、引き続き来年度から5年間を委託する指定管理者を公募するため、債務負担行為の設定を行うものでございます。まずは57ページでございますが、鳥取市武道館、鳥取市千代テニス場及び鳥取市城北テニス場の3施設の管理運営費に係る債務負担です。限度額は1億2,486万8,000円、期間は令和8年度から令和12年度の5年間、全額一般財源です。現在の指定管理者でございますが、一般財団法人鳥取市教育福祉振興会でございまして、指定管理者がそこに書いてありますとおり5年間で1億1,560万5,000円と、それとは別に該当年度にこれまで補正対応として電気代等の高騰分ですか、人件費処遇改善分がございました。

続いて58ページを御覧ください。鳥取市弓道場の管理運営に係る債務負担行為でございます。限度額は9,653万円、期間は令和8年度から12年度の5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は鳥取市弓道協会でございまして、指定管理料はそこに書いてありますとおり、5年間で7,008万円と、補正対応分でございます。

続いて59ページをお願いします。こちら鳥取市若葉台スポーツセンターの管理運営費に係る債務負担でございます。限度額は1億5,256万5,000円、期間は令和8年度から12年度の5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は一般財団法人鳥取県サッカー協会で、指定管理料は5年間で1億2,850万円と補正対応分でございます。

続いて60ページをお願いいたします。国府町コミュニティセンター及び国府町農村勤労福祉センタープールの2施設に係る管理運営費でございます。限度額は1億5,901万2,000円、期間は令和8年度から12年度までの5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は一般財団法人鳥取市教育福祉振興会でございまして、指定管理料は5年間で1億823万5,000円と補正対応分でございます。

続いて61ページをお願いします。河原町総合体育館及び河原町勤労者体育館の2施設に係る管理運営費でございます。限度額は8,410万6,000円、期間は令和8年度から12年度までの5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は株式会社風土資産研究会、指定管理料は5年間で6,793万5,000円と補正対応分でございます。

続きまして62ページです。佐治町B&G海洋センター、こちら体育館、それと同じく、佐治町B&G海洋センタープール及び佐治町多目的運動広場、こちらの3施設の管理運営費でございます。限度額は6,783万円、期間は令和8年度から12年度までの5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は株式会社さじ式拾壹、指定管理料は5年間で5,190万円と補正対応分でございます。

最後に63ページをお願いします。気高町勤労者体育センター、気高町農業者トレーニングセンター、以下は読みませんけども、そちらに書いてあります旧気高、鹿野、青谷地域の13施設の管理運営費でございます。限度額は2億5,627万6,000円、期間は令和8年度から12年度ま

での5年間、全額一般財源でございます。現在の指定管理者は特定非営利活動法人鹿の助スポーツクラブでございまして、指定管理料は5年間で2億2,881万5,000円と補正対応分でございます。説明は以上です。

◆石田憲太郎委員長 説明をいただきました。それでは委員の皆様で聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ございませんか。ないようありますので、次に移りたいと思います。

議案第118号鳥取市立学校条例の一部改正について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第118号鳥取市立学校条例の一部改正についてを議題といたします。それでは執行部より説明をお願いいたします。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 それでは付議案の23ページ、委員会資料2の3ページを御覧ください。6月17日の令和7年6月定例市議会文教経済委員会において、令和8年4月に逢坂小学校が浜村小学校に先行編入する方針が決定した旨の御報告をいたしました。このため、鳥取市立学校条例を改正するというものでございます。改正の内容ですが、市立小学校の設定について定めている第3条の表から逢坂小学校を削るというものです。施行期日は令和8年4月1日といたします。なお、これに伴い、逢坂小学校区の児童の通学区域を浜村小学校に変更することが必要となります。こちらは別途、鳥取市立小学校・中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則の改正で対応することとなります。この規則の改正についても条例同様に令和8年4月1日を施行することといたします。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等ある方は挙手願います。ないようありますので、それでは次に移ります。

議案第126号事業契約の変更について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第126号事業契約の変更についてを議題といたします。執行部より説明をお願いします。浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課浜田です。続いて議案第126号事業契約の変更についてでございます。こちらは付議案の39ページで説明をさせていただきたいと思いますので、付議案の39ページを出していただけますでしょうか。これは鳥取市民体育館の再生事業に係るものでございますが、鳥取市民体育館につきましては、令和2年3月にPFI事業契約を締結いたしまして、令和5年6月3日より運営のほう開始しております。こちらの中身といたしましては、先回の6月補正におきまして、令和6年度分における水道光熱水費、そちらの実費分の負担につきまして、こちらの市民体育館のほうが新たな施設ということから建設から5年間は市のほうが負担するということにしておりますので、増額分の1,309万3,000円の増額の議決をいただいたところでございますが、その増額分につきまして、今回変更契約を行うものでございます。

変更内容につきましては、そちらに書いておりますが、15年間の再整備事業の変更前契約額、こちら委託料になりますが60億9,925万9,459円、こちらに増額分であります1,309万2,613

円を加えました 61 億 1,235 万 2,072 円とするものでございます。本件につきましては 6 月補正の議決後の令和7年7月2日に事業契約の変更に関する仮契約のほうを既に締結しております、今回9月で議決をいただきましたら、そちらを本契約とさせていただくものでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ないようありますので、それでは次に移りたいと思います。

陳情

令和7年陳情第13号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。まず、令和7年陳情第13号「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。本陳情につきまして委員の皆様より御意見をお願いいたします。ございませんか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 この陳情ですけれども、実は毎年出ておるわけでございまして、実は去年も採択をされております。ただ、昨年の委員会で表題の頭に、実は持続可能な学校の実現を目指すというものがついておったんですけども、委員会の中での指摘もあったりして、その部分を外したということのようであります。したがって、どんづばりカリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書採択の陳情ということで出されておるところでございます。ですので、いちいち申し上げませんけれども、内容として見ていただいたら分かるとおりでありますけれども、この内容でいいのではないか、このように思っておるところであります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員さんはございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 金田です。よろしくお願いします。せっかく教育委員会がおられますので、ずっと教職員組合のほうからこういう形で2本上がっておりまして、1つは教職員定員の問題、それからもう1つはこの中身の問題なんんですけども、学習指導要領の中身について、もう少し軽減して、いわゆる現場の先生方の負担が軽くなるようにならないのかいうようなことが、ずっと一貫して言われてきとるんですけども、その辺りでは文部省が学習指導要領の点検をこのたび改定を計画しておるのかな、という中でね、文部省とそれは今のいわゆる現場から言えば過密な学習指導要領の中身ということに対しては、何らかの対応というのは現状ではどう考えているのか、分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

◆石田憲太郎委員長 深見次長。

○深見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課深見です。次の学習指導要領の改訂に向けての現在の動きということですけれども、今、陳情が上がっていきますように、カリキュラム・オーバーロードを解消するために内容が精選されるかどうかというような情報についてはまだ得てないところです。ただ、先日も報道がありましたように、この時程を柔軟に見直して、例えば国語でやるべき授業を算数・数学のほうに持っていくとかっていうようなことを各学校の裁量で行えるような方向では見直しているというようなことを伺っていますので、恐らく文部科学省でも柔軟に対応できるような方向では検討が進んでいるのではないかというふうに把握をしてお

ります。簡単ですが以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございました。検討はしているから自由サイドなんだというんだけども、基本的には学習指導要領そのものが何らね、手を加わらないから中身の加重性ある程度現場の柔軟性が委ねられるというのは、それなりに文部省も考えているのかなと思う。基本的に以前にも一般質問でちょっと言わせてもらったように、週休5日になって中身が変わらんままに5日にぎゅっとしたり、ようなことで、そもそもが、中身が非常に加重、それから新たにタブレットのICの問題が出てきたりで、その辺りでやっぱり本格的にもう少し今の学習指導要領の中身を本当に抜本的に変えないことには、今の現場の大変さというのは解消されないなと思いますので、ぜひともこの陳情を上げて早急に具体的に文部省に動いていただくということを要望したいと思います。意見です。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか、委員の皆様、御意見ございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 カリキュラム・オーバーロードと初めて出たことなんですが、要は、教職員の働き方改革と、正規教員の採用であったり、それから人事配置をしていくということで、それが主じやないかと私は理解しているんですが、この定数配置ですね、これについて本市の状況というのを教えていただければと思います。結局、このカリキュラム・オーバーロードというのは、教職員の働き方改革であったり、要はその定数ですね。定数の改善だというふうに思っていまして、その状況が本市はどうなのかということをちょっとお尋ねです。

◆石田憲太郎委員長 それは定数、改善状況、それは陳情第14号のほうになってこようかと思うので、ここは。

◆西村紳一郎委員 だが、このことをね、審議する前提を教えてくださいということを言っているんです。子どもたちに学習、きっちと将来を担う子どもたちに、こういう学習指導要綱が決まっていまして、その中で学ぶべきことをきっちと教えていくというのは網羅してあると思うんです。その中でこういうことが出るということについては、教職員の働き方改革であったり、多忙な教職員の現状を改善するということが求められると思うんですが、そういうことを本市は、ということで。

◆石田憲太郎委員長 分かりました。13号と14号、なかなか切って、切り離すような内容ではない、関連している内容でもあり、定数のほうのことにもつながってくるんであろうと思いますので、その辺りも聞いた上でないとなかなか判断しづらいというところでの質問であろうと思いますので、執行部よろしいでしょうか。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課浅見です。先ほど御質問いただきました教職員の配置状況についてですが、今現在、全くの未配置というところは、今はいんすけれども、本来、常勤を配置するところに非常勤対応で非常勤職員を配置しているというケースはたくさんございます。それから昨年度に比べますと、この陳情にも上がっています加配教職員ですけれども、この加配教職員というのがかなり減っているというような状況もございますので、昨年度に比べますと、教員の総数といいますか、そういうものが少し減っているというような状況はございますので、引き続き学校現場は人不足でなかなか苦しいという状況が変わらないとい

う現状はございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 現場としては苦しい状況だと。承知しました。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員の皆様、御意見ございますか。よろしいですか。それでは、ほか意見がないようあります。討論に入りたいというふうに思います。討論はございませんか。金田委員。

◆金田靖典委員 では、採択に賛成の立場で、この陳情に討論させていただきます。先ほど申し上げましたように、本当に現場はなかなか大変な中で頑張っておられて、先ほど課長のほうから言わされたように、常勤が相変わらず不足した状態ということですんで、その中で過密さだけは変わらないというのはやっぱりここは早急に文部省のほうに意見を上げて、改善をすべきだということで賛成としたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか、ございますか。それではないようありますので、討論を終結いたします。これより令和7年陳情第13号カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出を求める陳情を採決いたします。本陳情の採択に賛成の方は挙手願います。挙手全員であります。挙手全員と認め本陳情は採択すべきものと決定されました。採択されましたので、委員会提出議案として意見書を提出することとなります。陳情者より裏面に意見書案が提出されております。この意見書案につきまして御意見があればと思います。ございますか。ないようありましたら、それでは次の委員会で、こちらを基に議案形式にしたもので確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

令和7年陳情第14号 豊かな学びの実現、教職員定数改善を図るための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは次に令和7年陳情第14号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を議題とします。本陳情につきまして、委員の皆様より御意見をお願いいたします。金田委員。

◆金田靖典委員 では2つほど、1つね、先ほどの課長のほうの話で、加配が減っているという御意見があつたんですけども、これは現場の必要数が減っているのか、そもそも加配そのものが減っているのかということを教えてください。もう1つ、昨年この委員会の中で、本来常勤が配置されるべきところを非常勤で対応していたというのが25名おられたと、その前にそもそも年度当初では小学校で欠員が全く本来配置されるべきところに配置されなかつたのが20名おられたということで、合わせて45名というような数字を報告されておられるんだけども、今年度の当初ではその辺りの数字はどうだったのかと、以上2点よろしくお願ひします。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課浅見です。まず、2点御質問いただきましたが、1点目の加配についてです。学校の必要数が減ったのか、それとも加配そのものが減かというところでございますが、学校としましてはやはり加配は必要だというふうに感じてはいるんですが、そもそも、そこに配置できる人員がいないということで、県の教育委員会のほうから加配、

いわゆる学校に配分される教員数が減らされているというような現状にございます。それから2つ目の御質問ですけれども、その未配置、それから非常勤等の配置の状況ですけれども、先ほど申しましたように、加配そのものの配置が減っていますので、未配置については年度当初、中学校の1名のみという状況でした。非常勤職員の配置につきましては、ちょっと今、正確な数値は持っていないですけれども、小学校、中学校とともに、本来、常勤を配置すべきところに非常勤職員を配置して対応しているというケースはたくさんございました。数字についてはちょっとこれから確認をさせていただけたらと思います。すみません。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 私はお尋ねしてみたいんですけど、この子どもたちが減ってくる中でこの定数の将来見込みみたいなことはされているのかどうか、教育委員会として。そこをお尋ねしたいと思いますね。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 教員の配置数の見込みですけれども、教員配置につきましては県の教育委員会が行っているものですので、そちらは児童・生徒数の数とそれから必要教員数については県教委のほうで計算しながらやっているところでございますが、例えば児童・生徒は減っても特別支援学級に入級する児童・生徒が増えているというようなことがあって、学級数自体は大きく減らないというような現状もございますので、児童・生徒数の減イコール教員数の減にはなっていないという状況もあります。その辺りも見込みながら、県の教育委員会のほうが必要配置人数を割り出しているというような状況でございます。

◆石田憲太郎委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 先ほど回答いただきました。当面は苦しいという状況の認識のようですね。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様で御意見ありますか。よろしいですか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 実はこの陳情第14号は、その陳情趣旨の中に、去年は中学校、高等学校という、中学校が入ったんですけども、実はもう既に実現しとるということで、実現しとるんですよね、中学校は、違いますかね。まだしてないんですか。去年、中学校も入ったと思いませんけれども、ほぼ趣旨としては変わりません。ただ、5項目目が新たに追加をされておりますんで、特に新卒者の就職機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点からは十分、これが新たに加わった内容ですんで、そういう意味も含めて審査をいただきたいというふうに思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか委員の皆様、御意見ございますか。ございませんか。浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課浅見です。先ほど金田議員さんから御質問いただきました本年度の非常勤講師で対応している学校ですけれども、本来、常勤講師を配置すべきところを非常勤講師等を配置している人数につきましては、小学校が10名、それから中学校が2名と、合計12名というふうになっております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員、よろしいですか。

◆金田靖典委員 ありがとうございました。ということは昨年より改善をしとるということですかね。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 昨年よりは少なくはなっていますが、これからまた、産休、育休、それから病休、休職等も出てきます。そこに配置する職員はもういませんので、今後がまた未配置になるとか、あるいは非常勤対応になるっていうことはもう想定されているということで、年度当初は昨年よりは減っています。これからまだまだそういうような対応をしないといけない状況が起こり得るということは変わっておりません。

◆石田憲太郎委員長 金田委員、よろしいですか。、それではもう一度改めて御意見等はございませんか。それではないようでございますので討論に入ります。討論はございませんか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 この件名でゆたかな学びの実現・教職員定数の改善を図るためのっていう表現で、実は令和3年からこの表現ですっと委員会では毎年採択をされております。それで、平成29年からは件名が若干変わって、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1の復元を図るためのというふうな表現になつたんですけど、内容的には変わらないと思いますけれども、いずれにしても過去8年にわたって委員会でも採択をされておりましたので、私はこの内容でいいのではないか、採択すべきものと思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか討論ございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 では、賛成の立場で討論させていただきます。陳情第13号に合わせてですけども、やはり現場がとても大変な中でやっぱり先生方をどうゆとりのある本当に教育をしていくために、やっぱり今のままではとても足らないと。先ほども意見が出ていましたけども、子どもが減るから教員はいらないだみたいな、そういう流れが何十年、20年かな、前にあった議論ですけども、決して子どもが減ったから現場は楽になったわけではありませんので、やっぱりその辺ではそもそも学校の在り方を考えた上でも、この教員の定員改善、早急にやっぱり国に求めるべきということで賛成討論といたしたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほか討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◆石田憲太郎委員長 それでは以上で討論を終結します。これより令和7年陳情第14号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情を採決します。本陳情の採択に賛成の方は挙手を願います。挙手全員と認め本陳情は採択すべきものと決定されました。採択されましたので、委員会提出議案として意見書を提出することとなります。陳情者より意見書案が提出されております。裏面であります。意見書につきまして御意見をお願いいたします。ございますか。特にないようありましたら次の委員会に議案形式にしたものを作成し、確認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

報告

報告第23号専決処分事項の報告について

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして報告に入ります。報告第23号専決処分事項の報告につ

いての御報告をお願いいたします。淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課淺見です。それでは専決処分事項の報告についてさせていただきます。付議案の57ページを御覧ください。報告第23号になります。鳥取市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について専決処分を行いましたので報告するものでございます。これは児童虐待に関する児童福祉法第33条の10に第2項、第3項が追加されたことにより、本条例中の児童福祉法第33条の10各号と引用していた部分を、第33条の10第1項各号へ改正したものです。施行期日は令和7年10月1日といたします。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 御報告いただきました。委員の皆様から質疑、御意見などございますか。ございませんか。それではないようありますので、次に移ります。

鳥取市教育振興基本計画の骨子について

◆石田憲太郎委員長 鳥取市教育振興基本計画の骨子についての御報告をお願いいたします。山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育総務課山名です。それでは資料2の4ページをお開きください。鳥取市教育振興基本計画の骨子について説明させていただきます。7月30日に外部委員による策定委員会、8月21日に総合教育会議を開催しまして骨子等について検討を行い、概要がまとまりましたので、このたび報告をさせていただきたいと思います。まず、教育等の振興に関する大綱と教育振興基本計画の関係についてですが、本市では教育大綱と教育振興基本計画2つ策定しておりますが、内容として教育大綱はこの教育の基本方針と推進施策といった骨子に関わる部分が記載されており、教育振興基本計画にはその教育大綱に記載されている基本方針、推進施策とさらに具体的な取組が記載されているもので、内容としては大綱の内容を基本計画が包含したものとなっておるところでございます。

平成26年の7月に文科省より総合教育会議において協議、調整し、基本計画をもって大綱と兼ねると判断した場合は別途大綱を作成する必要はないという通知が発せられました。これを受けて全国の自治体でも策定のタイミングで一本化する流れとなっており、本市においても大綱と基本計画との連動性を高め、市民に分かりやすいものとするため、本計画は本市の教育の根本となる方針の大綱に該当するというものとして、鳥取市の教育等の振興に関する大綱を兼ねるものとすることといたしました。

また、計画期間は12次総との整合を図るため、令和8年度から12年度までの5年間、それで基本方針につきましては、本市の教育の根本となる基本方針は、急激な変化の時代においても一貫して進めていくべきものであると判断し、現行の大綱の基本方針を継承するということしております。内容は読み上げますと、ふるさとを思い 志をもつ人づくりを進め、夢と希望に満ちた次代をひらく。Iつ目の柱が教育の充実を図りその質を高めます。（知を開く）、IIつ目が、郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きます。（徳を啓く）、IIIつ目が、未来を創造する健やかな体を育みます。（体を拓く）、この3つの柱に学校教育、生涯学習、スポーツ、文化、文化財、図書の様々な施策を国の中長期基本計画の2つのコンセプトを参照し、総合計画と整

合を図り、推進施策に盛り込む形でまとめていきたいと考えております。また、評価や進捗管理につきましては、基本方針に基づく施策の進行状況や効果を検証し、施策の着実な推進を図ってまいります。また、基本計画にうたう教育を取り巻く状況について、主なものを載せておりますが、少子高齢化社会の進展や児童・生徒数の減少、教育を取り巻く社会情勢として、これは現の大綱の策定以降になりますが、予測困難な時代が到来していることや人口減少社会における地方創生、DXの進展、社会への子どもの意見の反映、一人一人のニーズに対応した教育、幼児期から高校卒業までの一貫した切れ目のない支援体制の重要性、地域の歴史文化遺産の保存と活用などで、これらの課題解決に向けた取組を計画に盛り込むこととしております。

次のページをお開きください。こちらに基本方針とそれにひもつく推進施策について主なものを載せておりますので、抜粋して説明させていただきます。基本方針Ⅰつ目の教育の充実を図りその質を高めますでは、推進施策の1つ目で未来を切り開く力を育む教育の推進、予測困難な社会を力強く生きていくための学びに向かう力と確かな学力を培うための探求的な学びや、ICTを活用した学びの推進。推進施策の2つ目の誰一人取り残さない教育の推進とウェルビーイングの向上では、一人一人の実情やニーズに応じた教育の充実と学びの保障、幼児期から学校卒業までの一貫した切れ目のない支援の充実など。支援施策3つ目では、安全安心な教育環境づくりの推進、特別教室や体育館などの空調整備やトイレの洋式化などの快適な施設環境の充実、学校と地域が一体となった学校の在り方の検討、公務のDX化などによる教職員の多忙化解消などでございます。

基本方針Ⅱつ目、郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築きますでは、推進施策1つ目が全ての人がいきいきと輝く教育の推進、市民が自由に学ぶことのできる生涯学習社会の実現や自己実現の場の提供。推進施策2つ目、学校、家庭、地域の連携・協働による地域の教育力の向上では、コミュニティスクールや地域学校共同活動など、地域社会総がかりで子どもたちの成長を見守る体制づくり、推進施策3つ目、歴史と文化の香りに満ちたまちづくりの推進では、指定文化財の整備などによる歴史と文化の香りに満ちた活力あるまちづくり、推進施策4では豊かな心や夢を育む図書館サービスの推進、年齢や障害などかかわらず読書できる環境の整備による人づくりや地域づくりの推進。

最後Ⅲつ目の基本方針です。未来を創造する健やかな体を育みますでは、推進施策1つ目が子どもの健全な食生活と生きる力を育む学校保健の推進、栄養バランスの取れた学校給食の提供や食育の推進、学校給食センターの再整備などによる安全安心な学校給食を提供、推進施策2つ目、全ての市民がいつでも楽しむことのできるスポーツ活動の振興、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や乳幼児における遊びや運動の機会の提供、こういったもの、内容でまとめているところでございます。

全体像につきましては次のページに載せております。こちらに基本計画の施策体系図を載せておりますが、先ほど紹介しました3つの基本方針にひもづく推進施策とその主な取組の内容について記載しておるところでございますので御覧いただけたらと思います。なお、教育を取り巻く環境や国のコンセプト、方針等を踏まえて推進施策の部分については表現を全て今回リニューアルしておるところでございます。また、総合計画と同様に、SDGsの様々な指標と

結びつけて表示しておるところでございます。今後、この骨子を基に、より具体的な取組をまとめた素案を作成し、12月までに第2回の検討委員会や総合教育会議を開催し、より具体的な内容をまとめてまいりたいと、このようなスケジュールで進めていきたいと考えておるところでございます。説明につきましては以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 ただいま御報告をいただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えてください。この基本計画の施策体系で知を開くの、安全・安心な教育環境づくりの推進ということで、防災教育の推進をうたわれておりますよね。それで、防災教育は文科省指導で小学校の何年生からっていう指導は具体的にあるんですか。実は、何でこんなことを言うかっていいたら、先般、東部広域行政管理組合の視察で倉敷市に行つたんです。それで、そのときに水難救助訓練施設っていう大きな施設を視察見学したときに、説明の中で防災教育の関係は小学校4年生からという表現があったもんで、私の不勉強で分からんですけど、文科省指導で小学校の何年生から防災教育をやられているんですか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 子どもたちが学ぶ教科書でいきますと、やはり4年生からこの防災教育というのは出てきます。ただ、4年生からでないとやってはいけないということではありませんので、学年の発達段階に応じて1年生からやはり日頃の備えでありますとか、非常時の対応でありますとか、そういうことは各学校で学ぶようにしているところでございます。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 もう1点ね、体を拓くの一番最後のところの、黒丸の2つ目のスポーツ活動の推進ということがうたわれるとるじゃないですか。現実、今、中学校の部活動が以前と比較してどういう状況になっておるんですか。私も実はソフトボール協会の役員しとるもんで、もうかなり実は中学校はもうありません。湖東が風前のともしびかな。というようなことで、スポーツ活動の推進とうたいつつも、現実、今、市内の中学校の部活の状況というのはどういう変化をしてきてているのか、そこら辺り教えてください。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 中学校の部活動ですけれども、御存じのとおり、子どもたちが減ってきてることによりまして、ソフトボールをはじめとする集団のスポーツっていうのは、なかなか単独の学校では行いづらくなっている現状があります。ですので、そういう種目が各学校の部活動から休止であるとか、廃止になるっていうような現状が起こっております。それから御存じのとおり、今、休日の部活動の地域移行、地域展開が進んでおりますので、休日につきましては、今まで学校で行っていた部活動を地域のほうで受皿をつくって、そちらのほうで活動する場をつくるというような流れになっております。

ですので、もう何もしないということではなくて、何とか子どもたちが活躍できる場をつくりうということで、今、教育委員会、学校とも動いているところでございます。平日につきましては、当面の間は今までどおり学校部活動という形で、学校で実施していくということになっておりますが、以前のように全員ほぼ強制加入ということではなくなっておりますので、学

校の部活動に入らない生徒、それから地域の中でのスポーツクラブに参加する子どもたち、それから何もしない子どもたちということで、以前に比べれば多様な参加の仕方にはなっているかなというふうに思っております。はい。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員の皆様、質疑、御意見ございますか。柳委員。

◆柳 大地委員 僕は教育大綱にすごく思いを持っておりますので、ここはちょっとずれちゃあいけないと思ってますので、いろいろ聞きますので、よろしくお願ひします。まず、初めに教育振興基本計画、法的な位置づけはあると思うんですけど、法的にくらなきやいけないというところあると思うんですけど、それ以外に、そもそもこれが鳥取市の教育委員会とか、鳥取市の教育委員にとってどういうものだと考えているか、まず教えてください。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育振興基本計画ですけども、これ、恐らく前回の6月の委員会のときにもお話をさせていただいたかもしれませんけども、学校教育や社会教育、スポーツ、文化財、これら鳥取市の教育委員会では所管しておりますけども、それぞれの各分野で教育を推進する上での指針となるものとして策定しておるものと考えております。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 続いて、これは完成した後、これ誰が読むことを想定してますでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 先ほど紹介させていただきましたそれぞれの取組を行う関係部署にいる関係者とか、いろんな関係団体の皆様にも見ていただきたいということを考えております。また、当然、学校現場におきましても学校教育の指針となるものでございますので、以前6月のときにも学校現場でなかなか読まれていないんじゃないんじやないかというような御指摘もいただきましたので、改めて学校のほうにも、さらには児童・生徒にも手に取っていただけるような、分かりやすいものの作成に努めていきたいと考えております。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 これまで骨子の段階で、これがもうちょっと詰まっていくとは思うんですけど、これを読んだ方がどう感じるかと想定しているのか、教えてください。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育総務課山名です。どう感じるかということですが、鳥取市はこういった教育を推進している、読まれる立場によって変わってくるのかなと思いますが、鳥取市としてこういうふうな教育施策を推進しているということが伝わればと思っています。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 僕はこれにすごくいろいろ言うのもですね、やっぱりこの基本計画って大前提になるこの計画ってもうめちゃめちゃ重要だと思っていて、総合計画もそうんですけど、ここがズれてると、結局ここから派生していろんな細かいことが決まっていくって考えると、本当にこれでいいのかというのを僕はすごく思っているんです。恐らく、僕はこれ学校、特に例えば学校がちょっと想定しやすいんで言うと、これ学校の先生とか、子どもとか、保護者がこれを見たときに、正直とっても何も感じないと思うんですよね。そもそも読もうと思わない。レイ

アウトもそうですけど、何が学校が変わっていくんだという、そういう期待感が正直今、持てないなというふうに思っています。

それで、何で期待感が持てないのかなと考えたときに、やっぱり今の子どもたちが大人になっていくという、2035年以降、大体ですが、35年とか40年以降になっていくっていうときに、今のこの子たちが社会人になっていくときに、果たしてすごくいい力を持ってるようなものに見えないんですよね。というところもちょっと踏まえて、ちょっと本当は細かいところいろいろ指摘したいとあるんですけど、今のこれをやっていくと2040年頃を想定してつくったものなのか、そこの議論の中でやったのかどうかっていうところを教えてください。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 これまで外部委員会や総合教育会議ということを御紹介させていただきましたけど、内部のほうでもいろいろと議論はさせていただいておるところでございます。やはり国の方針にもありますように、あと、鳥取市の課題も紹介させていただきましたけども、その中で重要なのは、今、予測が困難な時代が到来しているというところが1つあると思います。それで、こういったところで持続可能な社会の作り手を育成していくということが1つあります。また、日本社会に根差したウェルビーイングという言葉が、これも国の方針の中に出でています。これも鳥取市としてもそのとおりだと考えておりまして、誰一人取り残さないといった形で施策を推進していくということも大きな1つの柱になってきてると思っております。

この2つの大きな柱をそれぞれの施策の中に網羅していく、具体的に取組を推進していくという形で組み立てていきたいというふうに考えているところです。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 例えば具体的に言うと、例えば夢と希望に満ちた次代をひらくみたいな、夢や希望とか志というのはすごく書いてあるんですけど、恐らくこれが出てきたスタートって、この全国学力調査でアンケート項目として夢や希望を持つて生徒数っていうのが、鳥取市が全国に比べて割合が低いというところからスタートしたのかなと、それが今まで指標にも上がっていたので。

ただ、何でそこが低くなるのかっていう、そこの言及がすごく弱いなと思ってるんです。僕は、これはやっぱり子どもたちが、ここに合わせて言うなら、夢や希望を持つとか、志を持つって何で低いかといったら、夢やそういうのを持つて挑戦をしていくことなわけですね。今から自分は変わっていくとか、新しいことにチャレンジしていくとか、そういうチャレンジしていくっていうところに対して、僕はものすごくこの鳥取市の教育委員会、市長部局もそうですけど、ものすごくそこは弱いなと思っているんです。だからこそ、こういった一番根本のメッセージで、これをまるっと変えて鳥取市は変わっていくんだとか、鳥取市の教育っていうのは変わることを、とにかく応援していくんだというメッセージを出すことが、すごく大切なものののに、これがずっと変わらない。これ1期目から、細部の施策は変わっていますけど、根本が変わらないわけですよ。教育委員のほうも定例会を僕、傍聴させてもらいましたけど、そこではこのずっと1期目から変わらなくていいねという発言が出ていましたけど、僕はそれ

が鳥取市をまさに表していると思っていて、今、市民が求めてる、変わることを求めてるのに、これが変わらないっていうことが僕は何なのかなとずっと思っているんですけど、何かその辺りいかがでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 柳委員、もう少し簡潔にお願いします。山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 まず、この基本的な3つの柱の部分が変わってないというところがあるかと思いますけども、この3つの柱につきましては、やはり鳥取市の基本的な考え方としてそのふるさとを思うという部分について、やはり鳥取市のこと大事に思う子どもに育ってほしい。子どもに焦点を当てて考えてみると、それぞれの児童・生徒が自分の目指す目標に向かって夢をかなえるために自己実現を果たしていくというところを、鳥取市としては応援はしていく。ただ、やはり県外に例えれば出た子どもさんであっても、やはりふるさとのことは思い続けてほしいというところは願いとしてはあると。そういった思いは、この基本計画の中で引き継いでいきたいと考えている部分であります。ただ、それぞれの基本方針に、3つの柱にひもづくそれぞれの部分については、現在の課題であるとか、あと、國の方針、総合計画と整合性を図ることによって新しいものにしていくといったことで進めていきたいと考えております。

また、委員御指摘のように、例えば児童・生徒なり、学校に受け入れられにくいんじゃないかと。例えば文字の羅列になってしまって見にくくなるんじゃないかというところの御心配もあるかと思いますので、そういったところに関しては、今後この基本計画がまとまってくる段階と同時進行で概要版のようなものもまとめていこうと考えています。また、もう1つこの名称を、3つの柱がありますけども、これらを一つ分かりやすく、例えば若者の皆さんにも伝わりやすいような副題を考えています。これは今、教育委員会の中の若手職員から構成するプロジェクトチームをつくりまして、この基本方針を伝わりやすくするような副題をつけて、これも新たな計画の中には盛り込んでいくようにできないか考えているところでございます。そのような形で、できるだけ広く市民の皆様にも分かりやすいような計画、そういったものの策定に努めていきたいと考えているところでございます。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 そもそも、これつくり始める前に、僕は教育委員会に何回も、一般質問でも聞いていたのですが、前の第2期のときの教育大綱とか、基本計画どう捉えてますかという、多分そこに違和感がないから変わらないものが出てくるというところだと思うんですけど、前の計画の評価というのを改めて聞きたいんですけど、前の現行の第2期、どのように捉えているんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 幅広での答えになるかもしれませんけども、第2期の計画におきましては、前回の委員会でもそれぞれ個別具体な事業の評価がAだったとか、Bだったとか、Cだったとかというような説明はさせていただきましたけども、柳委員さんが今お聞きにならたいのは、そういったところではなくて全体、大きな捉え方というところですけども、やはりこの今、鳥取市が進めようとしている教育の課題を踏まえたものが網羅されていて、それを

達成するための取組が記載されているものだというふうに捉えておりますし、また、教育委員会が所管している様々な事業をそれぞれ最適に網羅した構成になっているものと考えています。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 最後です。市民が読んだときにやっぱり夢や希望を持てるものにしてほしいんですね。大人が夢や希望を持てるようなものじゃないと、やっぱり子どもは変わっていかないというか、というところが1つです。あとは、もうちょっと広い意味をちゃんと捉えてほしいなと思っていて、ふるさとを思いっているのは、僕は歴史文化を学ぶことだけじゃなくて、本当に今ふるさとを思うんであれば、今、明らかに欲しいのは事業者がいないわけですね。これから働いていくときにどんどんどんどん事業が、企業が撤退していくとか、潰れて。それで、そういう今でいう、アントレプレナーシップみたいなを積極的にやっていくということもふるさとを思う大切な要素だと思うんですよね。ふるさとを思うって本当にどういうことなのかというのが、僕は教育委員会内での議論があまりされてるように思えないんですよね。それとか、スキームもそうですし、そういった事業内容が前面に出てこないというところに、僕はすごく正直残念な思いがしています。

これを見たときに、物事を変えるときというのは、とにかくみんなが一致団結するというのは何よりも大切だと思うので、子どもが読みたくなるもの、子どもが読んで理解できるとか、先生が読んでテンションが上がるような、そういうものを最後つくってほしいなと思って、今からでも全然遅くないと思ってますので。以上です。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 ありがとうございました。まず、広く市民の皆さんのが手に取りやすく、見やすくなるということについては、本当に必要なことと考えておりますので、先ほど紹介させていただきましたような概要版の作成であるとか、あと、副題、キャッチフレーズにも取り組んでおりますけども、とにかく見やすいものをつくること、あと、学校現場におきましても校長会とか、そういった場を通じて、この計画が策定できた暁には、周知に取り組んでまいりたいと思っております。

また、先ほど、ふるさとを思いの部分でおっしゃられたことについては、まさにそのとおりだと感じておりますし、これは教育委員会の内部だけでできるものではございません。やはり市長部局と連携を強化していく、様々な企画部であるとか、農業とか経済とか、そういった視点との連携を強化しながら、取組を進めていくことによって実現していくものと考えておりますので、ますます今後、市長部局との連携の強化も図っていきたいと考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 すみません。最後と言って、申し訳なかったです。レイアウトもすごく大切なんですけど、根本的な内容のところだと思うんですよね。レイアウトはすごく大切、何よりも大切にしなきゃいけないんですけど、知徳体っていう、そもそもこの区分がどうなのかなって僕はすごく思うんですよ。いつの時代も大切なんんですけど、そもそも知徳体で分けるっていうことが時代に合ってないなって正直思います。時代で変わらない不変なものもあると思うんで

すけど、でも、やっぱり市民が読むってこと考えると、本当にこの知徳体の区分っていうのがもう今は、本当はそれって全部つながってるものなので、これすごく分かれて見えちゃうっていうのが、まさに学びをつなげていくっていうのとすごく逆行している内容に見えるので、何か本当に内容自体、根本的に考えていいってほしいなと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかの委員さん質疑、御意見ございますか。金田委員。

◆金田靖典委員 少し前回のと比べてみたんですけども、知を開くっていうところの2番目が新しい言葉が入ってきて、ウェルビーイングっていうのが入ってきてる。それで、主な取組の前回のところでは、経済的困難児童の、経済的に困難な家庭の児童・生徒の就学を支援するっていうのが消えた上で、新たに誰一人取り残さない教育の推進とウェルビーイングっていうのが入っていますね、ウェルビーイングってどういう意味として捉えられたのか、改めて教えてください。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育総務課の山名です。実は先回にもウェルビーイングについて御質問いただきましたが、私がちょっと上手に説明できなかつたので、改めて説明をさせていただきたいと思いますけど、ウェルビーイングなんですけども、今回、国の方針から引用している日本型ウェルビーイングっていう表現、これは何なのかということなんですが、先回も少しお話しさせていただきました。日本の文化とか、社会的背景に根差した人々の幸福や充実した生活を追求していく考え方ということだそうです。

それで、一般的に欧米でもち語られるウェルビーイングっていうのは、どちらかというと個人の自由とか、自己実現、これも大切なことなんんですけど、そちらのほうがちょっと強い側面があるんですけども、日本型ウェルビーイングの特徴としては個よりも関係性を重視、つまり、個人の幸福だけではなくて他者との調和とか、集団の中での役割、家族や地域とのつながり、こういった部分が重要視されると。ですので、今回のその鳥取市の中でも、周囲と調和しながらみんなで幸せになろうよっていうところをウェルビーイングっていうところで捉えているところはあります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 全てが満足いくようにという、どうも訳のようなんんですけども、なぜ引っかかたかというと、以前ここに経済的困難云々があったのが、それが消えて、消えた上にウェルビーイングが出てきてるっていうのに非常に違和感を感じたわけです。また、一番上の欄の予測困難な社会を力強く生きるためにってある、予測困難な社会って一体何をこれは具体的に指しているのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 予測困難な社会についてということでよろしいですよね。これについては、予測困難な社会ということで、今の現代のいろんな社会情勢、不安、例えば世界的に、例えばウクライナの関係のことであるとか、あと、最近の中で言えばトランプ関税であるとか、いろんな世界での動き、あと、多発するいろんな災害の関係であるとか、あと、少し前になりますけども、コロナ禍がありました。そういうところもこの第2期の策定をしてい

る時点では、いろいろと想定されていなかった事態、そういういた予測ができないようなことがこれから起こってくるような時代を迎えていた中でという意味でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 なんですよね。要は、これは政治的な問題であって、教育理念の話じゃないと思うんですよね。だから、予測困難な社会ってうたって、子どもたちに一体何の夢を語らせるのかなというふうな思いがある。それで片っぽでは、経済的困難は削除されてウェルビーイングで全てが満足される社会、何か、いわゆる国が覆い隠そうとする部分をこの中にうたっているんじゃないかなという気が非常にするもんですから、その辺りではよく御検討のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1つ、骨子についての教育を取り巻く社会情勢のところに幾つか書いてあります。その中で社会への子どもの意見の反映というのがありますね。子どもの意見表明権というのが非常に最近言われるんですけども、子どもの意見の反映というのは一体どこの欄に、どこに出てくるんですか。

◆石田憲太郎委員長 山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長 教育総務課山名です。先ほど、金田委員さんのほうがおっしゃっておられた1つ項目が、経済的困難な家庭のっていうところがありましたけども、申し訳ございません。今回、この資料の中に主なものを載せておりまして、従来からあるものは残っているものもございます。ですので、決して消えたわけではないということで御了解いただけたらと思います。それが1つです。

それともう1つが、子どもの意見についてでございます。子どもの意見につきましても本市ではこども未来会議、議場で児童が集まっていろいろと市に対して意見を言われたりとか、そういう取組がされております。そういうところも連携を図りながら、今後計画の中にも子どもの意見としての反映の仕方っていうところを考えていきたいなど、そういう連携の仕方の部分でしていきたいなっていうところは考えておるところでございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 まず、前段の部分では、前回の基本計画読ませていただくと、非常に簡潔に書いてあるんですよ。それで、このたびは非常に詳しく書いてあるんです。簡潔に書いてあるところには載ってたのが詳しいところになると消えてるわけでしょう。逆じゃないですか、普通は。だから言っているんです。削除したんじゃないかっていうのはそういうことなんですね。だから、その辺ではもう少し精査をよろしくお願ひします。それから、今、子どもの意見表明でこども未来会議というのを言われましたけども、子どもの表明権っていうのは、ある場面をつくって、その場面で子どもたちに意見を言わせるのが子どもの表明権じゃないんですよ。全ての場面において子どもたちがきちんと意見を言えるその場面をどうつくってやるかっていうのが大事なわけです。基本の基本だと思うんです。

だから、この場面をつくってるから、私たちは子どもたちの意見を聞いてると思ったらそれは大きな間違いです。全ての場面でどう子どもたちの意見を吸い上げ、そこをきちんと聞けるのか、また、実現できるのか、だから、そういう子どもたちをどう育てていくのかっていうの

が僕は本来の子どもらの力だと思うんです、生きていく。だから、その困難な状況、勝手な大人が押しつけた不安な世の中を与える問題ではなしに、やっぱり子どもたちにその年齢に即した力をきちんとつけていくっていうことを基本的には目指すべきではないかなというふうに思います。

最後1つ、6ページのところに、徳を啓くっていう7番目に、図書館サービスの推進というのが出てくるんですね。これ以前は読書環境づくりの推進になっていたんですね。読書環境づくりという問題と読書サービスの推進ちゅうのは、僕は基本的にこれは違うと思うんですね。それで、やっぱり子どもらが本当に親しみのある読書が親しめるような環境をどうつくってあるかっていうのが柱だろうと思うんですね。それ、やっぱり子どもらや利用者の主体の問題ですかね。サービスというのはのはこっち側の押しつけですからね、言えば。それは整合性を持たせる必要はあると思うんですけども、その辺りちょっと何か目的的にいかがなものかなというのを思いましたので、今後の検討も期待しておりますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 未来を創造する健やかな体を育みます！体を拓くというところがあるんですけども、その中で、全ての市民がいつでも親しむことのできるスポーツ活動の振興というところで、ちょっと下1行飛ばして、市民のニーズに呼応した大会の整備とあるんですけど、この整備っていうのはどういった整備を想定をされてますか。

◆石田憲太郎委員長 浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課浜田です。この整備っていうのはちょっと表現が硬いんですけども、例えば何ていうんですかね、市外から大会をちょっと呼び込んでくるとか、例えば県や国が行うようなレベルの大会などを鳥取市のほうで行っていくとか、イメージとしてはそのような形を考えております。例ですけども。

◆石田憲太郎委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 今、中学校やなんかの地域移行が進んでおって、先日ちょっと野球チームの話を聞いておったんですけど、1校だけではチームが組めない状況に鳥取市もなっているということを聞いておりまして、そういう観点からそのスポーツクラブに所属するチームと、中学校で部活動で活躍しているチームと同じ土壤でスポーツ大会に参加するっていうことになると、すごく練習時間とかも全然違うチームが対戦するということで、そういうところの格差というかがある。また、力の強いチームとやるとなるとすごく危険な部分もあるということで聞いておりまして、そういう部分の整備というか、ソフトな部分とも含めて整備のほうお願いしたいなと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長 浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課浜田です。計画をつくる段階においてもですけども、当然スポーツの関係者たくさんございますので、そういうところにも御意見は十分聞きながら進めていこうと考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。それでは次に移りたいと思います。

令和7年度全国学力学習状況調査の結果について

◆石田憲太郎委員長 令和7年度全国学力学習状況調査の結果についての御報告をお願いします。
淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 学校教育課淺見です。それでは資料の2の7ページを御覧ください。令和7年度の全国学力学習状況調査の結果について、その概要を報告させていただきます。この調査ですけれども、毎年4月に全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している調査となります。まず、この資料ですけれども、上の段が小学校の国語、算数、理科の正答率になります。下の段が中学校の国語、数学、理科の結果というふうになっております。表の内訳ですけれども、一番左が本市の平均正答率、その右が鳥取県、その右が全国平均、そして一番右側に全国平均と鳥取市の平均との差を記しております。

まず、正答率の経年比較ですけれども、昨年度は中学校3年生の国語が全国平均と比べて下降した、差が広がったという状況がありましたが、小学校6年生の国語、算数、それから中学校3年の数学では上昇傾向が見られましたが、今年度は全ての教科で下降しているというような状況がございます。教科別に見ていきますと、国語については小学校6年生国語が全国平均並み、県平均と比べますと1ポイント程度上回っております。中学校国語は全国を2.3ポイント下回っておりますが、県と比べますと県平均並みというような結果が出ております。

算数、数学についてですけれども、小学校6年生の算数は全国平均を3ポイント下回っておりますが、県平均並みとなっております。中学校3年生の数学ですが、全国を3.3ポイント下回っておりますが、県平均と比べますと1ポイント上回っているという状況でございます。それから理科ですけれども、この理科は3年に1回の実施となりますが、今年はその実施年というふうになりました。小学校の理科は全国を3.1ポイント下回っております。中学校3年生の理科は、これは初めて学習用タブレットを活用したオンライン方式で実施されました。結果についてはIRTスコアというもので示されております。

これを見ますと全国平均並みというふうになっております。県平均と比べますとIRTスコアは上回っているというような状況でございます。右下にIRTスコアというものを小さな字ですけども、載せておりますけれども、国際的な学力調査PISAとかそういうものですね、そういうものであるとか、英語資格、英語検定、TOEICとか、TOEFLとか、そういうもので採用されているテストの理論でございまして、各設問の正誤のパターンの状況から学力を推定して、500を基準にした得点で表されているものというふうになっております。

概要としては以上ですけれども、本市の各学校では学力向上取組シートというものを毎年作成しまして、各学校の実態に応じた学力向上策を考えているところです。児童・生徒の実態を十分にリサーチして具体的な目標数値も設定しながら、事業改革を核しながら活用力を必要とする問題に触れる機会を増やすありますとか、ICTを効果的に活用するなどの事業改善とつながる具体的な取組を工夫はしているところでございます。

今後、より詳細な分析を進めて子どもたちの学力向上につながる本市としての有効な取組というのを検討していくみたいというふうに考えているところでございます。概要については以上

です。

◆石田憲太郎委員長 御報告をいただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。金田委員。

◆金田靖典委員 中学校の数学というのは何年生が受けるんですか、2年生、3年生。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 これは3年生、全ての調査が小学校6年生と中学校3年生になります。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ということはこの3年生は、3年前に小学校の算数を受けた子どもたちですね。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 3年前に、そうです。言われるとおり小学校の調査を受けております。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 当時、小学校6年のときに、全体では全国比較でいくと、前の1.2ポイントだったんですね、ところが今回は3.3ポイントでかなりな開きができているんですね。しかも、ちょっと中を見ると、数と式って数学の基本の基本のような気がするんですけども、その辺りが5.2ポイントって、かなり大きな開きになっていると思うんですけど、この辺りが現状では何か分析されたようなものは持っておられませんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 浅見次長。

○浅見康陽次長兼学校教育課長 おっしゃるとおり、小学校6年生のときと比べて、全国平均との開きが大きくなっているというのは我々も認識しているところでございます。この要因については、まだ詳細な分析はできておりませんけれども、例えば素数の意味を理解するありますとか、式を読み取ってそれを数学的な表現用いて説明するというようなところがこの数と式になりますので、やはり基本的な部分の定着というのがやはり授業の中で十分できていないというのが1つあるのかなというふうに思っております。

これ、また、各学校とも状況を確認しながら鳥取市としてどういうところに手を打っていくかということは、これから引き続き検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 はい。基本的に全国学テというのは、僕らは現場に負担を押しつけるもんだし、それから比較になると点数主義になるからということで、基本的には反対するんだけど、ただデータ的にはこういう形で出てくると、やっぱりこの変化はきちんと分析しながら、本当に子どもさんに大切な学力というのをどう身につけていくのかというのは大事なことだろうと思うんです。高校に行っても英語が書けない、分数ができないという子どもさんが大勢おるというのは、ずっと一貫して言われていることですのでね、その辺り義務教育である以上、子どもにしっかりととした学力というものを身につけてほしいと思いますので、ぜひとも今後の参考に生かしていただければと思います。よろしくお願ひします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。ないようありますので次に移ります。

令和8年度以降の体験的学習活動等休業日「やってみよう！でー（d a y）」について

◆石田憲太郎委員長 令和8年度以降の体験的学習活動等休業日「やってみよう！でー（d a y）」についての御報告をお願いします。淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 それでは令和8年度以降の「やってみよう！でー（d a y）」について御報告をさせていただきます。まず、このやってみよう！でー（d a y）ですけども、令和4年度に体験的学習活動等休業日ということで導入しまして、今年度で4年目を迎えたところでございます。これまでの4年間の取組の成果でありますとか、課題を踏まえて今後の在り方について検討を行ってまいりました。このたび、鳥取教育委員会での審議を経て、令和8年度から令和10年度までの実施について決定しましたので報告をさせていただきます。

まず、この体験的学習活動等休業日の実施に当たっては、毎年、児童・生徒、保護者、教職員対象にアンケート調査を行って御意見等伺ってまいりました。また、令和6年度からはPTAや商工関係団体、地区公民館、学校関係者の代表者で構成する体験的学習活動等休業日検討委員会を設置して意見を伺ってまいりました。これらも含めてお寄せいただく御意見としましては保護者が休暇を取得することがなかなかできないでありますとか、連休が長くなり過ぎると仕事を休めない保護者、放課後児童クラブ等の児童の受け入れ先の職員の負担が大きくなる等の御意見が多くありました。学校運営に当たっても、休業日の日数が多くなると授業時数の確保が難しかったり、学校行事の予定が組みにくかったりするという声も上がっていました。

一方で、本休業日が児童・生徒の体験活動への参加や家族とのふれあいのいい機会になっているという点は理解を得ているという御意見でありますとか、本休業日期間中の体験的イベントの数が年々増加しており、児童・生徒への体験的学習活動を創出しようとする機運が地域でも高まってきているというような御意見もいただきてきたところでございます。これらの御意見を踏まえまして、教育委員会としましては実施時期や日数について見直しを行いながら豊かな体験や人との触れ合いを通じた子どもたちの心身の健全育成を目指し、継続してこの体験的学習活動等休業日やってみよう！でー（d a y）を実施することとしたいというふうに考えております。

具体的には、本休業日を年間2日間というふうに絞りまして、春のゴールデンウィークに1日、そして秋のスポーツの日の翌日に1日、この2日間というふうに令和8年度以降はしようというふうに思っております。これによりまして令和8年度はゴールデンウィークは6連休、秋は前期と後期の間のいわゆる秋休みですけれども、ここが4連休というふうになります。令和9年、10年度は資料のとおりになります。引き続き商工関係団体に保護者の有給取得に向けた要請を行うとともに、企業等による職場体験や会社見学等のイベントの実施に係る要請も行うなどして、児童・生徒の体験活動の充実に向けた働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

なお、令和11年度以降の方針につきましては令和8年度以降の実施結果を踏まえて改めて検討していきたいというふうに考えているところです。以上となります。

◆石田憲太郎委員長 御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などござりますでしょうか。柳委員。

◆柳 大地委員 学校側からも、なるべく日数を減らしてほしいということもあって日数が減ったとは思うんですけど、特に秋のこの日、何とかならないかというのを、校長先生たちからも実際に結構聞いていて、日数減ったんですけど、何とかしてまで秋に4連休つくらないといけない理由は何でしょうか。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 柳委員おっしゃられたとおり、やはり中学校のほうは、まず、秋の今までの文化の日辺りにもってこられるのはとても学校行事的に苦しいと、これは地域のほうからも声が届いておりました。それで、体育の日の後ということで持ってきたんですけども、なぜここに、これをなくしてもいいのではないかということだとは思うんですけども、やはり教育委員会としましては時期の違うところにもう1日、いわゆる体験活動がしやすいシーズンにもう1日実施をして、より子どもたちに多様な体験をさせたいということで春と秋というこの2回というところは続けていきたいというような結論で日程を変更して10月に持ってきたというような経緯がございます。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 僕はやっぱりこれ根本的に教員の有給消化日だとずっと思っているんですけど、違ったら申し訳ないですけど、と考えるとやっぱり僕がずっと思っているのは、根本的に生徒を、教員もですけど、日常的に休みたいときに休めないという、その文化自体にすごく問題があると思っていて、やってみよう！でー（day）を設置してそこで先生たちが一緒に有給を取るという、ほぼ日にちが指定されてそこで有給を消化する。市の目標値も有給消化日が何日というふうに設定されているという、そもそも日常的に休めない文化について僕は課題意識があるんですけど、その辺どうでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 まず、このやってみよう！でー（day）は、大前提は子どもたちの体験活動ということですので、教員の有給休暇を増やすための日ではないということは御理解いただけたらというふうに思っております。ただ、言われるように、日常的に教員が休める状況があるかというと、それはなかなか難しいですし、教員のほうもやはり子どもたちがいる中で休むことをためらうという状況があるというのは我々も認識しているところです。

おっしゃるように、いつでも自身の都合によって休めるような環境づくりでありますとか、体制つくりというのは必要だというふうに思っておりますので、このやってみよう！でー（day）にかかわらず、そういうような雰囲気、体制ができるように我々としても今後も検討していくみたいなというふうに思っております。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 子どもの体験がメインなのに、名称は休業日となっています。僕はやっぱり何かただでは休ませないぞとか、休みなら何かをしなきゃいけないというこの感覚自体が、僕は結構古いと思うんですよね。もう今、休みは休めばいいと思うんですよね。これがついている

から保護者さんも休みが取れない家はすごく罪悪感を抱えちゃうというか、と考えると、そもそも当たり前のように、体験的学習活動休業日という名称がやっぱり訳が分からなくなつていて、というのも学習日なら別に普通に登校日カウントでいいと思うんです、校外学習と同じで、わざわざ休業日にしなくてもいいし、それで、休業日なら余計なのつけなくともいいと思うんですよね。これ、休みなら何かをしなきやいけないという、それがいろんな保護者さんたちを苦しめてるし、生徒自身も何か自分だけ何もしてないという苦しい思いをしちゃうというふうに思うんですけど、そのところいかがでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長　この体験的学習活動等休業日という名称が法律上の名称になつていますので、休みなのに何かをしないといけないというような形にはなつているんですけども、確かに言われるように、休みの過ごし方は自由なので、それぞれに任されるべきところではあります。

ただ、この趣旨からしましても、学校だけで何かをする、学校だけで子どもたちを見るのではなくて、こういうような休業日を設けることで、保護者さんでありますとか、地域の皆さん、特に、やっぱり地域が大きいところかなと思いますけれども、全体で子どもたちを見ていこうという風土をつくっていきたいというような趣旨もあります。全国的に広がっていますが、バケーションいうような制度もありますけれども、バケーションは各家庭に併せて休みは取れますが、体験的学習活動等休業日は全市一斉の日になっています。このメリットとしては、この日は子どもたちにしっかり向き合っていこうということが、鳥取市全体として作りやすいということがありますので、鳥取市としてはそれを大切にしながら継続していきたいというようなところで設けているということで御理解いただけたらというふうに思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長　柳委員。

◆柳　大地委員　僕も現場にいたときは、このゴールデンウィークは休めるとか、実際ゴールデンウィーク中は学校の先生、部活で出ていて、ほぼゴールデンウィークない状態で逆にここで確実に休めるというのすごく大切なと思っていた一方、ただ、結局2日間6時間の日だったら、もう12時間カットされちゃうわけですよね、それが結局、授業が足りなくなるとか、平日の時間を1時間減らせないとか、何かそこにつながってきちゃうというような、トータルで見ると何かあんまりプラスになってないような気がするですね。

大体この2日間、もう早く春休み早く突入させて、春休み長くして長期でいろんな活動ができるようにとか。その2日設定してそこで何かというのは分かるんですけど、果たして本当にその2日間の単発な体験活動っていうのが、結局小学校も低学年がメインでなかなか中学生以上の体験が用意できていないというところで、本当に必要なのかなという、何かこれやる前提ありきずっと議論が進んでいるような気がしてならないところもあるので、また今後の検討で考えてもらえばなと思います。以上です。

◆石田憲太郎委員長　淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長　今、柳委員が最後おっしゃってくださいました中学生の体験の場が少ないというのは、やはり現場の声でありますとか、保護者さんの声からも聞こえてくる

ところでございます。先ほども少し申し上げましたけれども、今後は、今まででは有給休暇取得をメインに商工関係団体に要請をしてまいりたんですけども、やはりこれをいい機会として捉えていただいて、企業等による職場体験であるとか、会社見学みたいなことができないかということも併せてお願ひしていきたいなというふうに思っております。そういうことで、小学生よりも中学生のキャリア教育につながるであるとか、この担い手不足といつてはいる各企業が、いわゆる若手をゲットする機会につながるというようなWIN・WINの関係にならないかな、そういう機会にもしていきたいなということも思っておりまして、そういう要請もしていきたいなと思っています。

いずれにしましても、令和10年度まではこのような方向でいきますが、また、この期間の状況を学校現場や保護者、地域の皆様の御意見を伺いながら、それ以降のこの在り方というのは検討していきたいなというふうに思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと12時超えておりますけれども、ちょっとお聞きしたいんですが、もちろん検討委員会で十分議論をされた結果として、こういう方向性を導き出されたんだろうと思うんだけども、先ほど、淺見次長の話で、全国的に広がりつつあるという表現だったですよね。もちろん教職員の働き方改革とも絡んできているんかも分からんけれども、例えば鳥取県内の19市町村で鳥取市ののみが実施ですか、19市町村のうち、どちら辺りがやっておるんですか。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 先ほど、全国的に広がりつつあると申し上げたのは、ラーニングという制度でございまして、この体験的学習活動等休業日の広がりというのはラーニングに比べればまだ少ないのかなというふうに思っておりますが、19市町村のうちで、今、鳥取市以外で実施しているのは倉吉市が実施しておりますし、あと、琴浦町だったかな、あと、鳥取県も県立学校で実施しております。すみません。今ちょっと正確な数は持っていないんですが、県内で4市町村ぐらいが、今、実施していると、プラス鳥取県というふうに認識しております。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと確認だけど、この件に関して文科省の指導というか、そういった部分っていうのはあるんですかね、あくまでそれぞれの市町村教育委員会が独自に取り組んでおる内容なんですか。国の指導も入っとるんですか、どうですか。

◆石田憲太郎委員長 淺見次長。

○淺見康陽次長兼学校教育課長 これについては鳥取市が全く独自でしているというわけではなくて、国の制度としてございますので、それを活用して鳥取市に取り入れてるというところです。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 一般質問でもあったんだけども、保護者からすると、ややもするとあまり人気のいい取組では私はないではないかというふうに思っておるところです。それで、もちろん商工関係団体にも、保護者の年次有給休暇の取得がしやすいような環境づくりもしてくれという

ことを要請もされるようありますけれども、そうは言ったって、やる以上はやっぱり成功しなきゃならんとは思っておるんですけど、ただね、あえて言えばこの体験的学習活動っていうのは何もこの期間にやらなくても普段でもやろうと思えば十分可能なものだと私は思うんですよ。すけども、あえて体験的学習活動等休業日という表現されておるんですけども、日常、普段からでもやっぱり体験学習活動はやろうと思えばできるわけで、また、実施されてみて課題があれば解決をしなきゃならんなというふうに思っております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 意見でいいですか。はい。そのほかございますか。はい。それではないようありますので次に移りたいと思います。

秋の文化財公開活用事業について

◆石田憲太郎委員長 秋の文化財公開活用事業についての御報告をお願いします。佐々木課長。

○佐々木孝文化財課長 文化財課佐々木でございます。秋の文化財の公開活用事業についてということでまとめて御報告をさせていただきたいと思います。資料のほうは9ページのほうを開いていただければと思います。毎年、秋に概ね文化財課で直接開催している文化財の公開活用事業がありまして、そちらについて5項目御紹介させていただきます。上に9月20日土曜日、鳥取城フォーラム2025 in 鳥取、9月28日国指定重要文化財仁風閣保存修理工事現場見学会、こちらは三十二万石お城まつりと連動した事業であります。10月4日・5日の2日間、国史跡梶山古墳壁画の一般公開と4日土曜日ですが、栃本廃寺跡の特別公開、それから11月9日、これも例年開催しております旧美歎水源地フェスティバル2025、そして最後、これは今回初めてですけれども、11月15日土曜日、大雲院資料調査成果報告会ということで5件の事業を文化財課の所管ということで開かせていただいております。なお、このほかにも今週末からですが、9月13日から鳥取市歴史博物館の開館25周年記念特別展覧会、それから青谷上寺地史跡公園の特別展覧会花弁高杯というのが始まっておりますが、各施設のほうでそちらは広報されていますのでちょっとここでは省略をさせていただいております。

まず、最初、鳥取城フォーラム2025 in 鳥取ですけれども、これは例年開催しております鳥取城の教育普及を図るためのフォーラム事業であります。今年は7月20日土曜日に市民会館にて開催ということで、昨年お呼びして非常に好評でしたので、歴史探偵等でおなじみの河合敦先生の講演とそれからトークセッションということで鳥取城ですとか、日本史についてのお話を講演していただくとともに、鳥取城を中心としたトークセッションということで、皆さんにお聞きいただくということになります。これは復元整備事業の機運醸成ということで毎年させていただいているものであります。それで、今回も定員は930名ということで、昨年もとりぎん文化会館で要予約でやりましたが満席でしたので、今年は少し大きい会場で先着順ということで開催をさせていただきます。この翌週は三十二万石お城まつりということでその広報の関係も連動してさせていただくようにしております。

次に10ページのほう御覧ください。これは三十二万石お城まつりと同じ日というか、同日に開催する予定でありますけれども、国指定重要文化財仁風閣保存修理工事現場見学会ということで、現在、仁風閣のほうは修理工事に着手をしておりまして、内部の破損状況の確認のため

の解体を行っているところであります。修理範囲についての計測等を、今、行なっておりますので、現在、床を外した状態で半分ばらけている状態ですけれども、その中で見る機会があるものではありませんので、仁風閣のほうの見学をしていただくことにしております。工事現場の見学ということで、10人1組ということで、ガイドをつけて見ていただくようにしています。なお、同じ日に通常非公開にしております渡櫓門の内部の公開というのも予定をしております。いずれも若干、安全確保に人手がかかるということで、限定的ですけども公開をしております。併せて、鳥取城の修理工事等で使っている伝統技術の体験イベントも例年どおり三十二万石お城まつりの会場で開催をしているという状況です。

続きまして11ページ、こちらは国府町の梶山古墳と、それから史跡柄本廃寺跡であります。梶山古墳については、彩色壁画が残っているので全国的にも知られておりまして、保存のために年に1度しか開けられないということがありますので、10月4日・5日にこれを見学していただくところを設けております。こちらについては国府町ガイドクラブ等地元の方の御協力がありまして毎年開催をさせていただいております。10月4日は柄本廃寺跡特別公開ということで、こちらは通常でも見学はできるのですけれども、当課の文化財専門員のほうが現地で御案内をさせていただくということにしております。

12ページを御覧ください。同じく国府町ですが、これも例年開催しております旧美歎水源地のフェスティバルということで、これは全国近代化遺産活用連絡協議会という全国団体のほうの全国近代化遺産の一斉公開というイベントと連動したものとして毎年行っております。通常の見学に加えて美歎水源地は水源地全体が指定されているので、そちらのほうのガイドツアーで長距離ウォークをするということと、現地でのほうでのイベント等を予定しております。特に乗馬体験については非常に好評をいただいておりますので、今年も実施させていただくような予定にしております。これも美歎水源地水道施設自体を地元の美歎水源地保存会のほうで管理いただいているので共催ということをさせていただいております。

最後ですけれども、13ページ、東照宮別当寺院大雲院資料調査成果報告会ということであります。これは平成29年度から継続して調査をしてまいりました鳥取市立川の大雲院という寺院がございますので、そちらの資料の調査成果の報告をさせていただく会ということで予定をしております。このお寺は橿原神社鳥取東照宮というのがございますけれども、これは、建物は重要文化財なんですけども、江戸時代においては東照宮というのは仏教式で祀られていた寺院でありますし、現在の橿原公園一帯がこの大雲院のお寺がありました。それで明治維新の後、神仏分離令によりまして、東照宮の仏教方面の宝物類というのは全てこの大雲院さんとともに移転をしておりますので、そちらのほうの資料の調査ということをさせていただいておりまして、これまでに報告書を3巻刊行しております、今年度が最終年度ということになります。資料調査の成果事態の報告については改めて議会のほうにはさせていただきますけれども、こちらのほうは現状での市民の方向けの状況報告ということになります。

なお、国指定重要文化財が既に2点ありますので、それに加えてということでの調査になりますが、美術工芸品の指定文化財を持っているお寺の調査ということでは、ほぼ戦後で初めてということで、長期になりますがさせていただいたところです。こちらについても調査に当つ

ていただいた専門家の方々にどういった価値がある仕様なのかということを中心に報告をいただくような予定にしております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 御報告をいただきました。委員の皆さんから質疑、御意見などございますでしょうか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 佐々木課長ね、せっかくフォーラムを開催されるんであれば、1人でも多くの皆さんに参加をいただきたいという思いだろうと思うけども、何で市民会館なの、駐車場はどう確保されるんですか。少なくとも各自で駐車場を探して参加をしてくださいよという考え方、例えば県民文化会館、とりぎん文化会館が空いてなかつたんですか、どうなんですか、その辺。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 これは会場確保することが、とりぎん文化会館のほう確保できなかつたということでありまして、それで収容人数から考えて市民会館以上の会場がないということで、こういう形でさせていただいております。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 実は生涯学習スポーツ課のほうから説明があったんだけども、文化ホールの例の、設備改善のために、今、相当の団体が市民会館のほうに移つとるんだけども、例えばね、周辺の代替えの駐車場なんかを確保するというような考え方、全くないわけですか。例えば赤松商会という工事屋さんの駐車場なんかもあって、文化ホールから市民会館に移った団体の主催者が、市民会館周辺の民間の駐車場を確保しておるというふうな状況もあるんです。だけど、一切そいうった考え方というのはないんでしょう、どうなんですか。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 御指摘の部分で駐車場の不足についてというところでの対応をちょっと特段には今ここではできておりませんけれども、極力公共交通機関でおいでくださいということで御案内はさせていただいているところです。

◆石田憲太郎委員長 よろしいですか。そのほかございますか。ないようありますので、次に移ります。

特別天然記念物コウノトリについて

◆石田憲太郎委員長 特別天然記念物コウノトリについての御報告をお願いします。佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 引き続き文化財課佐々木でございます。今年度6月補正でコウノトリについて繁殖対応のための補正を組ませていただきましたが、その後の状況の報告をさせていただきたいと思います。6月補正以降ですけれども、資料のほうは14ページですけれども、一応令和元年から4月までの状況というのは6月補正の段階で御説明させていただいたとおりでありますが、その後、令和7年6月に環境省と文化庁に捕獲の許可申請を出させていただきまして、7月18日に文化財の現状変更許可が下りましたので、捕獲に向かうということで、準備をしておりましたけれども、7月18日段階で、巣のほうから親鳥が離れてしまいまして、捕獲することができない状態になっておりました。

それで、若干その既決予算の範囲で餌づけ等の実験をしておりまして、この間4月の辺りで

すと、餌づけがうまくいっていたんですが、7月段階で餌づけがうまくいかない状況が続いておりまして、その中で巣から親が離れてしまった状態であります。そのために捕獲ができないということになりました、現状は事業を止めている状況であります。それで、今後の対応ですけれども、また1月・2月頃に営巣活動が始まりまして産卵するというようなことが考えられますので、そちらの方については同じペアがまた営巣するようであれば、捕獲を試みるということになろうかと考えております。

もう1件、次のページを御覧ください。15ページです。8月11日月曜日ですけれども、鹿野町鹿野の鹿野城跡の公園の植栽の中でコウノトリの死骸が発見されまして、こちらのほうを鹿野町総合支所のほうで確保しまして、兵庫県立コウノトリ里公園に死因の検体のために搬送をいたしました。現在解剖を行っておりますので、死因等が特定されて帰ってくるものと考えております。それで、解剖終了後については県立博物館で標本化していただくということで、協議をしているところです。現在、屋外個体が全国で500羽を超えておりますので、今後こういった形で死亡例が多くなってくる可能性があるのかなと考えているところであります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見ございますでしょうか。金田委員。

◆金田靖典委員 心待ちにしておりましたので、3年連続で残念な思いをしておりますが、コウノトリですけども、八頭が今年2つ人工巣ができるて6羽ふ化して巣立ったという話も聞いていますけども、今、鳥取は日光のところに個人が増設したのが1基だけなんですけれども、鳥取市として、例えば近隣に建てるわけにはなりませんけども、例えば河原だとか、用瀬だとかね、また東郷、明治とかいうところに人工塔を建ててウエルカムをするような計画はあるでしょうか、ないでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 佐々木課長。

○佐々木孝文文化財課長 現在のところ人工巣塔を鳥取市で建てようという考え方をしておりません。というのは、もともとコウノトリというのは1本の松の木等に営巣するんですけども、現在の野生復帰事業で、自然条件で営巣した鳥が1羽もいないこともありますので、鳥取市においてはできましたら、自然条件下のものであればそういうものでいきたいなというふうには考えているところです。また、ちょっと人工巣塔を作った場合に、コウノトリについてはかなり民家の近くにいると糞の害であるとかいろんな、住民の方とのトラブルのもとになってくるところもありますので、かなりそういったところでは、仮に設置するということであっても、慎重にかからぬといけないと考えております。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 2月から4月、5月ぐらいまでにわたってかなりの数のコウノトリが鳥取市の上空を飛んでおりますんで、目撃もかなりあちこちから出ておりますので、ぜひともその辺の配慮をされながら検討いただければと思います。意見です。よろしくお願ひします。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますでしょうか。ないようありますので、それでは以上で教育委員会の審査を終了いたします。かなり時間がたってしまいました。大変申し訳ござい

ませんでした。それでは執行部の皆様は御退出ください。

ここで委員会を一旦休憩といたします。再開時刻は1時半とさせていただきます。

午後 12 時 24 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

【経済観光部】

◆石田憲太郎委員長 それでは委員会を再開します。経済観光部の審査に入ります。初めに大野部長に御挨拶をいただきたいと思います。大野部長。

○大野正美経済観光部長 経済観光部でございます。よろしくお願ひいたします。最初に、先月の第61回鳥取しゃんしゃんまつりでございますけども、おかげさまをもちまして天候にも恵まれ、3日間の観客数を合わせて35万2,500人ということで、非常に多くの人でござい、無事終了することができました。御協力誠にありがとうございました。ただ、熱中症等に係る対応等々、来年に向けての課題も少し見えてまいりましたので、また、来年までにその辺りをきちんと整理をして、来年にはきちんとした対応ができるように考えてまいりたいというふうに思います。

このたびの議会のおきましては、一般会計の補正予算といたしまして、1億4,347万2,000円計上させていただいております。伴走型のスタートアップ支援補助金の申請が7月時点で当初予算の上限に達しておりますこと、また、インバウンド向けの2次交通であります格安観光周遊タクシーの利用が大幅に増加していること、さらには今年5月から始めております宿泊キャンペーンが好調に推移をしていることなどから、引き続き予算を確保させていただいて、地元企業の支援や観光需要の取組に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

そのほか、特別会計におきましては、公設地方卸市場の再整備に係る物価スライドによる事業費の増額や指定管理施設に係る利用料の改正などの議案を上げさせていただいております。本日は御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）について（説明）

◆石田憲太郎委員長 それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分を議題とします。それでは執行部より説明をお願いします。福山次長。

○福山博俊次長兼企業立地・支援課長 企業立地・支援課福山です。それでは説明に入ります。資料は資料1を御覧ください。資料1の3ページに歳入を記載をしております。この中で国の補助金2件、それから県の補助金1件記載をしておりますが、後ほど歳出のほうで出てきますのでここでの説明は割愛をさせていただきます。

続きまして4ページを御覧ください。歳出に入ります。まず、上のところです。商工費、商工業振興費、中小企業金融対策費、各種金融対策利子補助金であります。補正額に増減はありません。これは中小企業者などの経営持続を支援するために県との協調融資であります地域経済変動対策資金、これを申し込んだ中小企業者に対しまして、3年間利子相当額の一部を補助

しているものです。融資利率は現在のところ 1.5%、補助率は3分の2、このうち、県が2分の1を負担するものです。今回の補正は財政担当課の方からの指示に基づきまして、国の交付金の増に伴う財源の組替えを行うものであります。

続きまして、その下です。同じく商工業振興費の中の企業誘致促進事業費、企業立地促進補助金であります。補正額は 9,399 万 5,000 円です。事業別概要は 27 ページ上段になります。改めましてこの企業立地促進補助金ですが、本市への企業立地を促進することにより、産業構造の高度化、雇用機会の拡大、市民所得の向上などを図るため、工場等の新設や増設を行う企業に対して補助金交付などによる支援を行っているものです。今回の補正は、本年度当初予算、それから 6 月補正予算以降におきまして事業計画の変更や進捗状況などによる申請見込み件数の変動に伴う補助金の増によるものです。

内訳としては 1 件の増ということで、業種としては製造業、投資内容としては建屋増設、設備導入に伴うものであります。以上です。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。そうしましたらその下でございます。54 新規創業支援事業費の中のふるさと起業家支援プロジェクト事業費でございます。100 万円の増額をお願いするものです。予算書ページは 32、33 ページ、事業別概要是 26 ページの上段になります。このたび増額をお願いするのは伴走型スタートアップ支援補助金でございまして、市内において新規で起業・創業する個人、または事業者に補助率 2 分の 1、上限 10 万円ということで支援をさせていただいていくものでございます。

伴走型とありますのは、この補助を受けるに当たりまして、事業主は商工会議所や商工会、そういった経済団体に相談をしていただき、将来の経営支援の体制を取っていただくということを条件に支援をさせていただいておるものでございます。本事業を実施する経費 10 件分 100 万円の増額でございます。当初予算 15 件、150 万円ということでつけさせていただいておりましたが、申請がもう 15 件を超えてきたということで、要望もあるということでこのたび増額をお願いするものでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 平井次長。

○平井宏和次長兼観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますと観光費のほうに移ります。その下にあります周遊観光促進事業費でございます。重点支援地方交付金ということで、事業別概要書が 27 ページの下段、補正額が 2,216 万 8,000 円でございます。こちらですけども、インバウンド需要の回復によりまして、外国人観光客を対象に 3 時間 1 台 4,000 円で運行しております、ぐるっと鳥取周遊タクシー、こちらの利用が当初の予定を上回って大幅に増加をしているということから、引き続き県と連携をして運行支援を行うため、支援枠を拡大するものでございます。7 月にスタートしました国内外向けのコナンのミステリーツアーですとか、10 月 13 日まで開催の大坂・関西万博なども見据えて、年間 5,533 台分の利用を見込み、当初予算分の 3,100 台との差、2,433 台分の支援に係る補助金を 2,216 万 8,000 円計上させていただくものでございます。鳥取県の観光二次交通運行支援補助金 1,108 万 3,000 円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,108 万 5,000 円を充当させていただいており

ます。

続きまして宿泊キャンペーン事業費でございます。こちらも重点支援地方交付金ということで、事業別概要書が28ページの上段、補正額が2,521万7,000円となります。こちらですけども、ちょっと詳細を委員会資料のほうの2のほうにまとめております。そちらの3ページのほうを併せて御覧いただけたらと思います。これから秋に向けてカニのシーズンにおける誘客等も見込まれますし、大阪・関西万博関西パビリオンの鳥取県ゾーンの来訪者のほうも好調で多くの来場者でぎわっております。こういった来場者の来鳥など、今後さらなる観光需要の獲得を見据えて、第2弾となります宿泊キャンペーンを、現時点の予定ですけども、11月6日から来年2月23日の予定で実施をし、観光誘客と観光消費の拡大による地域経済の活性化を図つていこうとするものでございます。

この第2弾キャンペーンでは宿泊者5,000人を上限に、宿泊割引3,000円のクーポンに加えまして3つの美術館、渡辺美術館、民藝美術館、砂の美術館、このいずれかに入館ができる周遊クーポンの進呈に予算といたしまして1,950万円、そのほかにSNSやウェブ広告といった広報費、事務費に571万7,000円という内訳がこの事業の内訳となります。こちらは全額物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

また、下のほうにちょっと書いておりますけども、宿泊施設34施設が参画をいただいて第1弾宿泊キャンペーンを実施しましたけども、5月19日の開始からクーポンの取得が好調に推移をして、8月1日には上限の4,000枚の振出しを完了した一方ですけども、取得したクーポンのうち、この第1弾のキャンペーンの期限でありました8月31日までに使用されてない枚数っていうのが一定程度あって、1,500枚相当あるということで、この1,500枚の分を一度リセット、期限が切れたということでリセットして、9月12日から11月3日までの間、この第1弾の延長キャンペーンというものを実施して新たな宿泊割引クーポン、これは1弾と同じで2,000円になりますけども、クーポンの配布や同じく周遊チケットの進呈を行って秋の行楽シーズン、こういったところでの観光需要の獲得も延長キャンペーンの中で図つていこうというふうに考えているところです。

資料のほうちょっと資料1のほうに戻っていただきまして、委員会資料のほうの4ページの一番下になります。鹿野往来交流館管理運営費でございます。事業別概要書が28ページの下段、補正額は104万6,000円となります。こちらは鹿野往来交流館童里夢の業務用の冷凍冷蔵庫の経年劣化による老朽化に伴います更新費用として計上させていただくものでございます。私のほうからは説明以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。そうしましたら5ページ、次のページをお開きください。02他会計繰出し、公設地方卸売市場事業費特別会計への繰出し、4万6,000円をお願いするものでございます。予算書ページは32、33ページ、事業別概要は26ページ下段となります。これは公設地方卸売市場事業費特別会計の補正予算説明時に改めて詳細な事業、説明をさせていただきますが、特別会計の事業費増額に係る一般会計からの繰出し分でございます。

続きましては次のページをお開きくださいませ。債務負担行為について御説明をさせていただきます。一番上、指定管理者制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房及び鳥取市あおや郷土館の指定管理運営費のうち、経済・雇用戦略課所管の鳥取市あおや和紙工房に係る管理運営費でございます。予算書ページは11ページ、事業別概要は44ページになります。あおや和紙工房の指定管理者の運営管理における経費でございます。限度額は指定管理期間、令和8年から令和12年までの5年間、合計で1億581万4,000円になります。単年になると2,116万2,800円ということになります。また、あおや郷土館との合計になりますと予算書にありますとおり2億3,460万9,000円、単年度になりますと4,692万1,800円ということになります。

あおや和紙工房でございますが、限度額につきましては、前回令和3年から令和7年の指定期間5年間ですが、そちらが7,929万8,000円でございましたが、そちらに比べますと大幅に増額をしておるところでございます。要因としましては配置人数の見直しによる増員によること、それから人件費の増額によること、それから光熱費の増額、そういうったものが原因となります。今後は本会議で御承認をいただいた後に12月議会におきまして指定の議決をいただくよう9月下旬から公募を開始させていただきまして、11月上旬の選定を行うという予定となっております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 平井次長。

○平井宏和次長兼観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますとその下のほうになります。指定管理者制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市流しひなの館の管理運営費についてでございます。予算書は11ページ、事業別概要は45ページです。指定管理期間が本年度末で終了することに伴い、公募により次の指定管理者を選定するものです。指定管理期間は令和8年度から12年度の5年間で、限度額は1億2,971万6,000円となりまして単年度の指定管理料は2,594万3,000円となります。限度額の算定は人件費など施設管理費の単年度支出総額の見込み4,158万5,000円と収入見込み1,564万2,000円、この差額2,594万3,000円を指定管理料といたしまして5年間で算定をさせていただいているところです。

限度額が単年度ベースですけども、630万円程度増加しております。その要因は主に人件費でございまして、県の人事委員会による令和6年度の民間調査結果等に基づき算定をしております。その他、維持管理費は過去の年度の平均額や直近の実績額などによって算定をさせていただいております。公募によりまして候補者を選考後、12月議会で指定の議決をお諮りする予定としております。

続きましてその下になります。指定管理者制度に基づき指定管理者に委託をします鳥取市河原町お城山展望台及び河原町中央公園の管理運営費のうち、鳥取市河原町お城山展望台についてでございます。予算書が11ページ、事業別概要は46ページです。指定管理期間が同じく本年度末で終了することに伴い、公募により次の指定管理者の選定をするものです。指定管理期間は令和8年度から12年度の5年間、限度額が1億2,571万9,000円ということで、単年の指定管理料が2,514万4,000円となります。限度額の算定は同じく人件費など施設管理費の単年度支出総額の見込み2,722万円、それと収入見込額207万6,000円、これの差額といたしまし

て2,514万4,000円を単年の指定管理料として5年間で1億2,571万9,000円を算定しております。同じくこちらも単年度での予算が491万8,000円の増加となっておりますが、こちらも主には人件費がその要因となっております。同じくこれも県の人事委員会によります令和6年度の民間調査結果等に基づいて算定をしております。公募によりまして同じく候補者を選考後、12月議会で指定の議決をお諮りする予定としております。

また、その資料の下の欄外にちょっと記載しておりますが、全額利用料金制の施設であります道の駅神話の里白うさぎ、それから道の駅清流茶屋かわはら、こちらも更新の年となりまして指定管理期間が令和8年から令和12年度の5年間ということで、議決後、公募により候補者を選考後、同じく12月議会で指定管理者の指定の議決を行う予定としております。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。それではないようありますので次に移ります。

議案第101号令和7年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第101号令和7年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算を議題とします。執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。そうしましたら議案第101号鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算の説明をさせていただきます。お配りの資料1の7ページをお開きください。まず、歳入でございます。04一般会計繰入金でございます。一般会計から先ほどございましたが繰入れ4万6,000円、それからその下、05市債の中で01市場事業債、3,010万円をそれぞれ歳入として見込んでおります。事業内容につきましては物価スライドというふうに書いておりますが、歳出のほうで御説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。歳出でございます。01市場費、01市場管理費、04管理運営費等でございます。3,014万6,000円をお願いするものでございます。予算書は60ページ、61ページ、それから事業別概要は67ページの上段になります。これは現在実施中ですが、施工中でございます市場の再整備に係る経費として、昨今の賃金の高騰でありますとか、物価の高騰におきまして工事請負費額の物価スライドによる増額でございます。本日配布資料2で詳細を説明させていただきますので、資料2の4ページをお開きいただきたいと思います。はい。鳥取市公設地方卸売市場再整備事業物価等の変動に伴う事業費の増額についてでございます。

このたび八幡コーポレーションを代表とします受注者から昨今の物価高騰などにおきます請負額の増額、物価スライドの請求がございました。設計書の単価の見直しなど協議を行った結果、残工事における費用を増額ということにさせていただきたいというものでございます。物価スライドは契約日、または前回スライドを適用した後、12か月を経過すること、それから残工事が2か月以上あること等を条件としまして請求できるものというふうになっております。

市場再整備工事につきましては実施設計が終わった令和6年の3月31日以降、12か月たった令和7年の4月1日を請求日かつ基準日としまして残工事、令和7年度の工事分を対象に物価スライドを行うということにしておるところでございます。

物価スライドの算定につきましては、グラフを見ていただきたいと思いますが、残工事を新たな単価で設計し直した税抜き価格、これを(A)というふうにしておりますが、そちらが3,857万4,607円になります。物価スライドは受注者側の負担額というのもございまして、請負額の1.5%、こちらのほうは受注者側の負担ということになります。したがって、元の残工事の価格(B)になりますが、そちらが7億4,458万8,055円、こちらに1.5%を乗じた価格1,116万8,821円、こちらを(A)の価格から差引きをさせていただきます。その価格が2,740万5,000円、これは1,000円未満を切捨てしております。それを税込み価格にさせていただきますと、3,014万5,500円ということになります。

予算額は3,014万6,000円をお願いしておるところでございます。全体工事費は下の表のとおりとなります。令和7年度整備工事事業費に3,014万6,000円を加えて、令和7年度の工事費が8億6,311万5,000円となります。整備工事全体の請負費は計というところにございますが、36億2,724万5,000円となります。これに伴いまして、国の交付金の増減というものはございません。

今後の予定でございます。このたびの議会におきまして御承認をいただいた場合以降に、変更契約の仮契約を結ばせていただき、次期議会におきまして変更契約の議決をいただき本契約とさせていただくということになります。整備工事は2月末に工事の全体が完了するということになりますが、3月上旬には竣工式を実施したいというふうに考えております。その際は文教経済委員会の委員の皆様にお声をかけをさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

資料1にお戻りいただきたいと思います。先ほど説明したとおりでございまして、財源としては市場整備事業債3,010万円、それから繰入れをした一般財源4万6,000円でございます。補正予算の説明は以上でございます。

続きまして債務負担に移らせていただきたいと思います。資料1の9ページをお開きください。債務負担行為について説明をさせていただきます。指定管理者制度に基づき、指定管理者に委託する鳥取市公設地方卸売市場の管理運営費になります。予算書は62ページ、事業別概要は75ページとなります。限度額は指定管理期間令和8年度から令和12年度までの5年間ということで、合計で1億5,372万6,000円ということになります。1年間、単年では3,074万5,200円となります。限度額につきましては、前回の令和3年度から令和7年度の指定期間1億3,713万円より増額しております。こちらの要因としましては、やはり人件費の増額ということが主な要因というふうになっております。

市場につきましては前回と同様、協同組合総合食品卸売市場、我々は市場組合というふうに呼んでおりますが、こちらのほうに指名指定を考えております。理由としましては、まず、特定の関係者に利用が限定されている施設であるということ、それから卸売市場の卸売市場法、そういうもののをはじめとしました各規定により管理運営がされておるということ、また、鳥

取市場の長い経過によりまして商習慣、そういったものが、秩序が維持されておるということをございます。それらを熟知しております市場関係者で構成された市場事業業務に精通をしております協同組合総合食品卸売市場、市場組合でございますが、そちらが指名指定ということで指定管理者になることが適当であるという判断をさせていただいておるところでございます。

今後は本会議で御承認をいただいた後に、12月議会におきまして指定の議決をいただくよう、11月上旬の選定というものを行う予定としておるところでございます。公設地方卸売市場事業費特別会計の説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。それでは次に移ります。

議案第115号鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第115号鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。それでは議案第115号鳥取市の佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。鳥取市佐治町の和紙生産伝習施設、こちらは、我々のほうはかみんぐさじというふうに呼んでおります。かみんぐさじでございます。この施設は指定管理施設となっておりまして、有限会社かみんぐさじが令和6年から令和8年までの3年間、管理者として管理運営をしておる施設でございます。

利用料の改正についてということでございますが、現在、人件費、それから光熱費の高騰や資材の高騰、そういったことに加えまして、平成7年建設、それから30年以上の経過ということになっておりまして、施設の老朽化による修繕というのも増えてきておるというところでございまして、管理運営費も増加をしておるというところでございます。真ん中の表を見ていただきたいと思いますが、令和3年度から入館者数、売上総利益、それから総支出額、それから経常損益ということで表にお示しをさせていただいております。コロナ禍が明けまして、令和4年度辺りから入館者数を伸ばしていきたいというふうに考えておったところでございますが、令和5年度の台風5号、こちらの被害の影響ということで道がなかなかよくならなかつたというようなこともあります、なかなか増加し切れていないという現状でございます。令和6年度は利益が多くなってきております。これは県と協力をさせていただきまして、砂丘の除草された外来植物、こういったものを原料として、和紙を生産してみて新製品を作っていくのではないかということで、県の御指導もいただきながら新たな取組というものをやったところで売上げは増加したというところでございます。

令和3年、令和4年につきましてはプラスにはなっておりませんけれども、これは雇用関係のコロナ禍だと支援金、国からいただくことの支援金、そういったものを加えておりまして、それでプラスにはなっておりますが、実際のところはそれがなければかなり厳しい経営だったというところでございます。下を見ていただければと思いますが、条例改正の理由というところ

でございます。運営経費が増加している中で、人件費だとか修繕費はある程度指定管理料から賄うということができておりますけれども、和紙の材料であるミツマタでありますとか、木材のパルプ、そういうものにつきましては、体験していただいている皆様からも御負担していただく必要があるなというふうに考えておりまして、1ページをちょっとお開きいただければと思いますが、かみんぐさじにおける原材料費、それから光熱水費等の高騰を経年で比較した表になっております。近年、かなり上昇が大きくなっているというふうに言えるかなと思っております。

利用料金の改定の内容につきましては、紙すき体験料を現在の700円から1,000円に改定をさせていただきたいと考えております。利用料金制ですので、これによりまして1,000円を上限とした新たなメニュー、例えば考えておられるのがうちわ作りであったり、それから手帳作りであったりというような新しいメニューを追加しまして、入館された方の皆様に、より和紙に親しんでいただけるように取り組んでいくということを考えておるというところでございます。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですか。それでは次に移ります。

議案第116号鳥取市あおや和紙工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第116号鳥取市あおや和紙工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これを議題とします。執行部より説明をお願いします。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。続きまして議案第116号鳥取市あおや和紙工房の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。鳥取市のあおや和紙工房でございます。こちらの料金の改定についてお諮りするものでございます。この施設は指定管理施設となっております。現在、鳥取市の文化財団が令和3年から今年度、令和7年度までの5年間、指定管理者として管理運営をしておりまして、令和8年度以降に向けましては、今年度、改めて指定管理者の選定を行うという予定としております。現在、人件費、光熱水費等の高騰や資材の高騰、これは佐治のほうでも御説明させていただきましたが、やはり高騰しておるというところ、また、こちらの施設は令和14年度の建設ということで約25年程度が経過してきたというところで、やはり修繕も増えてきておるということで管理運営費も増加をしているというところになっております。

下の入館者数及び収支状況でございます。令和3年度から入館の入館者数、それから売上総利益、総支出額、それから経常損益を表にお示しをさせていただいております。コロナ禍が明けまして、入館者数が順調に伸びてきておるというふうに見て取れるところでございます。要因につきましては、あおや工房は企画展ができるスペースを持っておりまして、展示企画、そういうものが人気を博したことやSNSなどによりまして宣伝で入館者数が増えたというふうに分析をしておるところでございます。経常損益につきましては、マイナスがずっと続いております。このマイナス分は文化財団全体で指定管理たくさん受けておられる中で、賄っていただいておるというところのお話をいただいております。

マイナス要因につきましては、主に人件費が影響しております、配置人数が想定より多く我々の指定管理、前回、出させていただいたときの配置人数よりが多く配置をしておるというようなことが主な原因であります、このたび、令和8年度からの募集につきましては、和紙工房の単館で、1つの館で収支のバランスが取れるよう改善をさせていただいておるというところでございます。

改正の理由でございます。先ほどのように運営経費、こちらが増加している中で人件費、修繕費、ある程度は貯えることができるんですけれども、指定管理料の中で。やはり和紙の材料であるミツマタやパルプにつきましては、体験していただいている皆様からも御負担いただきということが必要というふうに考えておるところでございます。

次のページをおはぐりくださいませ。原材料費、それから光熱費等々を比較した表になります。やはり近年上昇が大きくなっていると言えます。原材料費につきましては90%の増というふうに書いておりますが、そうは言いましても体験者の数も増えておりまして、単純に丸々増えているのかというふうには言えませんが、単価計算なりをさせていただいたところ、やはり30%ぐらいの材料費の上昇はしておりますというふうに確認をしておるところでございます。料金改定の内容でございます。手すき和紙、それから賞状、和紙加工の体験料を個人では現状の500円から1,000円に、団体では現状の400円から800円に改正をしていきたいというふうに考えております。利用料制でございますので、これにより1,000円を上限とした、今まで500円が上限でしたので、なかなか和紙の紙すきをしていただくというような、単純な紙すき以外のメニューができにくかったというところでございますが、新たなメニューを加えていきたいということで考えておられるのがドライフラワーを紙すきの中に入れ込んで、ドライフラワーと一緒にすき込むようなドライフラワーすきみたいなものですとか、名刺ができるような取組ですか、そういうものをメニューに追加して、より和紙にして親しんでいただけるように取り組んでいくということを考えておるところでございます。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。それでは聞き取りにくかった点、用語の確認がある方は挙手願います。それではないようありますので次に移ります。

議案第123号財産の取得について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第123号財産の取得についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。平井次長。

○平井宏和次長兼観光・ジオパーク推進課長 観光・ジオパーク推進課平井です。そうしますと、付議案の33ページを御覧ください。条例に基づき議会の議決に付すべき2,000万円以上の財産を取得しようとするものでございます。取得する財産といたしましては、先般の6月補正に関連予算を計上させていただきました、観光周遊バスループ麒麟獅子の車両1台を購入するものでございます。本年7月に入札を実施した結果、消費税を含む取得金額が2,450万8,000円ということでございまして、取得の相手方が鳥取市湖山町の島根日野自動車株式会社鳥取支店でございます。議決をいただいた後には速やかに取得の相手方と本契約を締結し、本年3月の納車を目指し取り組んでまいりたいと考えているところでございます。簡単ですが、以上でござ

います。

◆石田憲太郎委員長 聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。よろしいですね。

陳情

令和7年陳情第15号

鳥取市商工会補助金の見直しに関する陳情書について（質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして陳情審査に入ります。まず、令和7年陳情第15号鳥取市商工会補助金の見直しに関する陳情書を議題とします。本陳情につきまして各委員の皆様より御意見をお伺いいたします。金田委員。

◆金田靖典委員 では、執行部にお尋ねするんですけども、陳情理由の最後のところに、令和7年5月9日に鳥取市長宛て提出の補助金の見直しに関する要望内容について、市長の御回答をいただきため、改めて具体性を付して陳情申し上げますという、書いてあるんですが、市長の回答っていうのは、5月9日に見直しの要望があったようですが、これに対してはどういう対応されてるのかっていうことと、今現在、どうなっているのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。令和7年5月に、3商工会ということで、東商工会、西商工会、南商工会の代表の皆様が要望ということで鳥取市のほうに要望いただいております。こちらにつきましては、現在の商工会の役割であるとか、現状、背景でありますとか、なかなか厳しいというような状況を御説明いただいたところであります。それから、内容にしましては、補助金の増額をお願いしたいと、補助金の単価の積算の増額をお願いしたいというところではいただいておりますが、具体的に金額はどれぐらい必要であるとか、そういったことはまだ、そのときにはお示ししていただいておりません。後ほど、きっちと数字は計算ができましたら、改めまして要望させていただくというようなことでお話をいただきましたので、そちらを待っておったというところでございます。このたび議会のほうにこういった陳情を出されたのと同じタイミングで我々のほうにも改めて要望書というものを御提出いただいたという現状でございます。今後はこの内容をしっかりと吟味させていただくことをさせていただきたいと思っておりますし、それから、県のほうにも同じく要望を出されておるというふうに伺っておりますので、県との連絡調整などもしながら、確認をしながらどれぐらい本当に必要であるかという、そういった部分を検討させていただいて、しかるべきタイミングで御回答をさせていただくというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ありがとうございました。5月に要望出したけども、回答がないって、そりやそうですよね、具体性がなければ、何ら回答のしようがないということなんんですけども。ちょうどね、見てみたら令和4年に2,400万、令和5年2,460万、令和6年2,400万と過去3年間で商工会、確かに補助金は出しとらんんですけども、決算がまだね、これからやるっていうところ

ろ、この陳情の判断が一体できるのかというのが1つと。それから、シミュレーションで参考資料をつけていただいているんですけども、これは単にね、商工業者数掛ける1.8、所管する町に1.8っていう係数だけが掛けてあって、それで1,200万足りませんよっていうふうな要望になつとりまして、何かちょっと具体性に欠けて、何とも判断しがたいなというのが今の現時点での僕の意見なんですけども。これ、回答しようがないな、考えてみたら。というのが現段階での意見として持っているところです。もし、どなたか委員の皆さんで、これはこうじやないかとかあればお聞かせください。

- ◆石田憲太郎委員長 それは委員会討議を求めておられますか。金田委員。
- ◆金田靖典委員 もし、この中身について御理解がある方がおられれば教えていただければということでお願いしているとこですけども、なければどうしようもないです。
- ◆石田憲太郎委員長 どなたか、今、金田委員の御質問に対して、何らか御意見できる委員の方いらっしゃいますか。ないようありますけども、よろしいですか。じゃあ、ほか委員の皆様で御意見ある方、西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 ここに見直しって書いてありますけど、今の補助金が制定された経緯ですね。今まで、いつごろ、この単価になったのか分かりますか。
- ◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 渡邊でございます。この補助金でございますが、合併のとき、平成16年に、鳥取市としては商工会が、鳥取市は以前は商工会議所だけで商工会っていうのはなかったんですけども、合併と同時に商工会ということもできてきておりますので、東部は国府それから福部、南部は用瀬・佐治・河原、西部について気高・鹿野・青谷というようなことでできております。そこからこの補助要綱というのを初めてつくったというところになりました、以降、平成22年4月1日、それまでは1つの基準でやっておりまして、平成22年4月1日に改めて補助金の算定の見直しをさせていただいて、それからは変わってないという現状でございます。以上でございます。

- ◆石田憲太郎委員長 西村委員。
- ◆西村紳一郎委員 それは商工会が合併したときですか。じゃあ、もう14年、見直しされてないということですね。
- ◆石田憲太郎委員長 そのほか、委員の皆様、御意見ございますか。長坂委員。
- ◆長坂則翁委員 補助金の単価の見直しという表現だけね、現行の単価は幾らで、それでどの程度、鳥取市の補助金がこの東商工会に入っとるんですか。ちょっと教えてください。
- ◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。単価ということでございますが、商工会さんにやっていただいている事業、例えば経営改善普及事業、こちらにつきましては事業費の3分の2を補助率とさせていただいております。ただし、上限がございまして、上限は1事業者、商工会に会員登録されてる事業者、1事業者につき5,000円を乗ずる、それから1町当たり、東商工会にすれば2町、元の国府町と福部町がついております。1町当たり100万円というような上限が設定をされております。そういう中でやっておりまして、

例えばこの経営改善事業費におきますと上限額が、事業者の数が年々減ってきておるんで、少し変わってくるんですけれども、令和6年度につきましては341万円が上限になっておりますし、もう1つの事業で地域総合振興事業費というものがございまして、これも補助率は3分の2にはなっておりませんけれども、こちらにも上限がついておりまして、商工会が所管する町、1町当たり110万円ということで220万円が上限になります。

また、もう1つ、新規事業をやられればプラスして50万円がつけるということで、220万円プラス50万円ということで270万円が上限ということで、合わせまして611万円というものが東商工会では年間の上限額になってくるのかな。そのような事業もございますけれども、その他の事業はなかなか事業としてはやっておられないで、その事業は事業をされてないということになります。ということで611万円というのが上限額といいますか、そういった形でやらせていただいておるということです。

◆石田憲太郎委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで、あれですか。商工会っていうのは何か所あって、年間、経済観光部として補助金を幾ら出しておるんですか、合計額で。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊です。鳥取市には商工会が3か所ございます。先ほど申し上げました東商工会、それが国府町と福部町の商工会が東商工会になっておりますし、西商工会がもう1つございます。これが気高・青谷・鹿野、こちらの3町が集まりまして西商工会になっておりますし、もう1つは南商工会、河原・用瀬・佐治、こちらが集まって南商工会になっております。それで、令和6年度の実績で申し上げますと、東商工会に、先ほど言いました611万円、西商工会には956万5,000円、それから南商工会には884万円を補助金として支出をさせていただいております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 よろしいですか。いいですか。柳委員。

◆柳 大地委員 一応僕も教えてもらいたいことがあるんですけど、今、指定管理とか、物価高騰とかで補正組みながら対応されてると思うんですけど、たまたま今回、商工会からこの補助金に対してというところで、この物価高騰の対応をしてくださいって陳情が出てるわけですが、商工会のほかにも、こういった、何かこれ、今、言ったもん勝ちじゃないんですけど、出てきたら対応するっていうようなスタンスなのか、それとも、それ以外にも補助金関係についてもこの物価高騰というのは、先に市のほうから対応していくとか、何かその辺りの考え方みたいなのがあれば教えてください。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。補助金でございますので、やはり人件費だとか、物価高騰、要は事業が運営されるという言い方は変ですけども、そういうところに關しましてはお話があった中で対応していくっていうことは可能、対応するというよりは、お話を伺っていくということはやっぱり必要になってくるのかなというふうには考えております。特に人件費につきましては、昨今、こういった情勢でございますし、最低賃金も上がっておるというようなところの中で、行政がそれを、それは無理ですよとい

うわけには、なかなかならないんではないかというのが、私どもは考えております。

ただ、そこの中で、それをしっかりと対応していくのかどうなのがというのは、やっぱり中身をしっかりと見させていただきながら御判断をさせていただくことになるのかなというふうに思っております。簡単ですけど、以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 仮にですけど、例えばこれが通ったとして、こういったものがこれからもどんどんどんどん、例えばこれが通ったっていうことで、その後も同様のこういう補助金関係での商工会以外からも出てくる可能性というはあるんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。鳥取市には、やはり外郭団体も多分たくさんございますし、様々なところがやっぱり人件費だとか、物価の高騰というのは念頭に補助金の要求、要望というものがされてくるのかなと思います。特にこのたびのこの商工会につきましては、先ほど申し上げましたように、上限額っていうのが、団体の数だとか、会員の数だとか、それから管轄している町の数で上限というのが決まってきてますので、ほかの、例えば事業者のとこにつきましは、そういうものの決まりがなければ、こういった形で上がってきているのでということで、毎年毎年の協議の中で御判断なりしていく、財政査定の中でも併せて判断できるんですけども、こちらに関しては、先ほど申し上げましたように上限がぱちんと決められておりますので、なかなか人件費が上がってもこの上限を超えるということはできかねるというようなこともあります、そういうところで商工会のほうはこういった要望をされたというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 柳委員。

◆柳 大地委員 5月に1回手紙ですかね、何か分からないですけど、その後何かやり取りがあるっての今出てきたというような解釈で合っていますか。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。5月のときにも要望書という形で一旦受け取りをさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、中身があまりちょっと具体的にはなってなかったので、もう一度改めて要望書を出しますということを、そのときにも明言されておりましたので、それがこのたびだったというふうに考えております。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 この陳情書を見ると、県議会の一般質問で平井知事の答弁が鍵括弧で囲んで、検討するという表現になっているんだけども、この件についての県との連携というんか、どういうふうになっておるんか、そしてまた、県の動向も見ながら鳥取市としても動いていくと思うんだけども、その辺の経過も含めて分かる範囲で教えてください。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済・雇用戦略課渡邊でございます。県のほうは、同時にやはり要望書っていうものは受取っておられるのかなとは思っております。同じような時

期に県のほうにも提出したというふうには聞いておるところです。県のほうの担当はやっぱり商工労働部になるようですが、担当者の方ともお話はさせていただいております。県のほうも前向きには検討しておるというふうに伺っております。ただ、金額は要望どおりになるかというのは、まだ確定はしていないというふうなことですし、我々のほうも県の動向、お話をこれからもやらせていただくということをお話ししておりますので、そういうことをしながら、幾らぐらいの補助金が必要なのかというのを前向きに検討していきたいとは考えておるところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 ちょっと確認させてください。陳情の最初の冒頭のところに、現在の鳥取県連の商工会は人事権を鳥取県商工会連合会に一元化し、その人件費は職員給与特別会計には支払っていますとなっているんですね。人事権は鳥取県商工会連合会に一元化し、人件費は特別会計から払っているということになっているんですけど、先ほど、ここの文面を読むと、人件費の高騰云々と書いてあるんだけども、それはこの市が商工会に対して補助出している中身には人件費は含まれてないんじゃないですかね。と思うんですけど、確認させてやってください。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 経済雇用戦略課渡辺でございます。人件費も一部含まれているというふうに認識しております。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 じゃあ、補助対象経費の中の1番から3番に小規模事業経営支援事業に要する経費とか、事業実施に要する経費の中に人件費も入っておるという解釈なんですかね。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 先ほど御説明させていただきましたけれども、経営改善普及事業費、そういうもののの中には、人件費とともに含まれておるというふうに認識しております。

◆石田憲太郎委員長 金田委員。

◆金田靖典委員 要するに、事業経費全体の中に人件費も反映されているという考え方ですね。だから、いわゆる商工会のところでの職員に対する人件費とは別個であるけども、ということですね。事業全体の中でのということの解釈でいいですね。分かりました。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長 そのほか、御意見ございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 これ、商工会が合併する前の旧町を単位にした算定方式ですね。先ほど、次長、検討するとおっしゃったんだけど、もう合併して、旧町の商工会ないんでね、3つに統合されているんで、その商工会単位でね、旧町、1町110万円とか、そういう馴染まんじやないですか。そこら辺検討される必要があると思いますよね。従前の補助金の対照表をここに入れたというのはそれまでだと思うんですけど、合併してあるものを、旧は取ってしまったほうがいいと思いますけどね、ちょっと意見です。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 すみません。意見ということで。商工会、例えば東商工会を例にとらせていただきますけど、東商工会が担当しているのが旧の国府町と福部町というところで、この2町分の担当をしどとったということで、1町当たり幾らというような補助金の算定の仕方をしておるというところでございます。

◆石田憲太郎委員長 よろしいですね。西村委員。

◆西村紳一郎委員 そういうことも含めてね、見直されたらという意見です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかございますか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 ちょっと教えて。鳥取市には鳥取商工会議所という、商工会議所は会議所で、それで、商工会というのは、今、西村委員のほうから合併したら云々という話もあったんだけども、何か法的根拠というのはどういったことで。ですから、仮に合併した、ほかの合併町村のもちよと見てみないけんかも分からんけれども、ほかのその合併した市町村でその解消なんて可能なかどうなのか、そこら辺りも根拠法との絡みがあるんじゃないですか。ちょっと教えてください。

◆石田憲太郎委員長 渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 商工会議所と商工会の違いといふことになるのかなと思います。私もきちと分かってないところがございますが、商工会議所には商工会議所法というものがございまし、商工会には商工会法という法律2つ別々にあります。所管も経済産業省の中でも、経済産業政策局が商工会議所を管轄しておりますし、商工会は経済産業省の中小企業庁、そういったところが管轄をしておるだとか、管轄区域も商工会議所は市の区域、特別区を含むということになりますし、商工会は町村の区域といふことで、もともとそういうことをきちと管轄なりというものが整理をされてやつておるというところで、合併したときに鳥取市にはなったんですけども、町村の区域での商工会がそのまま残ってというような形になっております。以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 よろしいですか。長坂委員。

◆長坂則翁委員 県との関係も今、進行形で協議しつつあるんですね、現実に。そうなると、何も今、今日、この陳情の結果を出さなくとも、次回の委員会に私は回してもいいんじゃないかということを皆さんに提案したいと思います。

◆石田憲太郎委員長 後半の委員会にということですね。今、長坂委員のほうから後半にという話がありました。その前に、それ以外で何か意見のある委員の方はいらっしゃいます。砂田委員。

◆砂田典男委員 先ほど説明ありましたけど、東と西と南商工会、例えば東だったら611万円余り、それと西商工会は963万円余りとか、それと南商工会は884万円余りとお伺いしたんですけど、各商工会によって加盟事業者っていうのは、人数の比率っていうのはどうなっているんですか。渡邊次長。

○渡邊大輔次長兼経済・雇用戦略課長 ありがとうございます。事業者数、会員数につきましては東商工会だとか、皆さん地域におられる事業者の数で、当然まちまちになりますので、例えば、商工業者の数ということで計算をさせていただきますと、東商工会は289、それから西商

工会は550、南商工会は387の数になってくるかなというふうに思います。

◆**砂田典男委員** すみません。いただいていた資料がちょっと手元になかったものですから、今質問しました。

◆**石田憲太郎委員長** そのほかございますか。それでは後半の委員会にということもございましたので、そちらでよろしいでしょうか。じゃあ、後半で次回の委員会でもう一度審議することしたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

報告

報告第24号専決処分事項の報告について

◆**石田憲太郎委員長** それでは続きまして報告に入ります。報告第24号専決処分事項の報告についての御報告をお願いします。平井次長。

○**平井宏和次長兼観光・ジオパーク推進課長** 観光・ジオパーク推進課平井です。専決処分事項の報告ということで、付議案の59ページのほうお願いいたします。本件は、令和7年6月20日、本市役所通用口におきまして、大阪・関西万博への出展に係るパンフレット等の積込みを行っておりました当課職員が、車でいうトランクの後ろの後部のドアですね、そこを閉める際に誤って一緒に積込み作業を行っておりました関係団体のスタッフの頭部にこのドアが接触をし、負傷というような形になったものでございます。損害賠償和解の相手方は鳥取市内に在住の方でございまして、損害賠償額が14万6,038円、鳥取市側の過失割合を10割ということで、8月末にお支払いをさせていただいたところでございます。

このたびの人身事故の損害賠償の額及び和解について、令和7年8月7日に専決処分をさせていただいたということで報告をさせていただきます。今後はこういったことがないよう再発防止等を徹底していくふうに考えております。以上でございます。

◆**石田憲太郎委員長** 御報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございますでしょうか。よろしいですか。それではないようあります。以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆様は御退出していただいて結構です。

【農林水産部】

◆**石田憲太郎委員長** それでは農林水産部の審査に入ります。初めに坂本部長に御挨拶をいただきたいと思います。坂本部長。

○**坂本武夫農林水産部長** 委員の皆さんこんにちは。農林水産部の坂本でございます。9月になります、暦の上ではもう秋ということなんんですけど、今日、こんな曇ったような天気なので、ここから見るとそうではないんで、外に出るともう30度を超すような相変わらず暑い日が続いております。ただ、秋なので収穫のほう、そろそろ始まっております。梨のほうですけども、鳥取の名産の二十世紀、それから新甘泉といったところも既に始まっておりますが、今年の夏の高温であったりとか、渴水だったりとかということでやはり小玉傾向。ただし、その分、甘みが糖度の高い梨になっているというようなことを聞いております。

ただ、その小玉ということがございまして、進物用の3Lであるとか4Lであるとかといった

ような大きな梨が確保できないということで、早々にこの進物のほうを中止されたというような農家さんの話も聞いておるところでございますし、あと、米のほうでございますけども、こちらもやっぱり、高温それから渴水の影響というのを懸念されるところでございます。収穫はこれからということなので、その状況を見ながらということになりますけども、やはり白濁したようなものが混ざっておったりとか、また、十分登熟していない実が詰まらない粒があったりとかいうようなことを農家の方は懸念されておられました。こういった状況ですので、なかなか高温であるとか、渴水に対する対策というのを、来年もそれからこの先も考えていかないとけんというのをつくづく感じておるところでございます。

さて、本日の案件でございます。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）いわゆる9月補正でございます。主なものといたしましては、昨年から今年にかけてまして、主食用米が不足しているという事態が起こっております。主食用米の生産拡大を図る農家に対します支援を計上させていただいておりますし、また、本年7月の渴水対策に対する支援などで要した経費を計上させていただいております。さらには、鳥獣減容化施設が遠いであったりとか、埋設用の穴掘りが大変といったような鳥獣対策における狩猟者さんの負担ですね、こちらを軽減するための簡易埋設設備の整備に要する経費を計上させていただいておりますし、本年6月の豪雨によります林道であるとか、農地等の災害復旧に係る経費を計上させていただくものでございます。

続きまして、議案第117号、124号、125号につきましては、当部が所管をいたします施設であるとか、土地を地元自治会へ無償譲渡を行うための手続に関する案件でございます。最後になりますけど、報告案件が1件ございます。鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制についてということで、近年、クマによる人への被害が大変増大しております。国はそういうことも受けまして、法改正を行い、人の生活圏に居座っている、また、人に危害を加える恐れのあるクマやイノシシといった危険鳥獣に対しまして、市町村の判断で銃を使った駆除が可能としたところでございます。本市といたしましても、危険鳥獣から市民の安全を守るために、必要な体制整備を行っておりますので、こちらのほうについて、報告をさせていただくものでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう執行部及び委員の皆様にお願いいたします。それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 農政企画課の小谷でございます。よろしくお願ひいたします。 それでは議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の農林水産部の所管に関する部分について御説明いたします。お配りしております右肩に資料1と示しておりますA4版横の文教経済委員会9月補正予算説明資料によりまして、説明させていただきます。右下にページ番号を表示しております。なお、歳入につきましては歳出を説明する際に併せて御説明させていただきます。農林水産部の一般会計補正予算の概要について御説明いたします。

それでは、本資料の9ページ、色のついた部分をお開きいただけますでしょうか。農林水産部歳出合計補正前の額40億1,739万6,000円に対しまして、今回の補正額1億8,602万2,000円、補正後の額といたしましては、42億341万8,000円となります。以降、各担当課から順に補正予算として計上させていただきました主な事業につきまして、この資料1の6ページ以降の歳出予算説明資料と事業別概要書等によりまして説明させていただきます。

まず、農政企画課分の一般会計補正予算について御説明いたします。本資料の10ページをまずお開きいただけますでしょうか。こちら上段に書いております、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費の令和5年台風7号の被害農業施設復旧支援事業となります。こちら予算書といたしましては31ページ、事業別概要といたしましては30ページの上段となります。こちらはまず、皆様にお願いしなければならない訂正がございます。こちら事業別概要になりますけども、このページの下段の事業内容とあります対象者を記載してございますけども、こちら対象者が、記載では河原町地内の生産者となっております。こちらを令和5年台風7号の被災者というふうに訂正していただけますでしょうか。対象者が上段ですね、30ページ上段の営農再開支援事業という事業別概要がございますけども、この事業概要の下段の方に事業内容としまして、対象者河原町地内の生産者と記載しておりますけども、こちらを令和5年台風7号の被災者と訂正をお願いいたします。このたびの本事業の申請者が河原町の方ということで、こう記載しておりますけども、正しくは令和5年台風7号の被災者ということになりますので、御訂正よろしくお願ひいたします。

補正額につきましては500万4,000円、県補助金が333万5,000円、一般財源が166万9,000円となります。こちらは県の間接補助となりまして、台風7号に被災された方の営農再開を支援するというものでございまして、農機具の購入費2分の1を補助ということになっております。その下になります。ページとしましては、本資料の10ページに戻っていただけますでしょうか。令和の米増産緊急支援事業ということになります。予算書は25ページ、事業別概要書にいたしましては、30ページ下段ということになります。こちらですけども、補正額は6,000万円、財源内訳といたしましては、全部県の補助金ということになります。県の間接補助金です。本資料の11ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは今年の米騒動の影響から米の増産の機運が高まる中、農業機械等の価格高騰のため、米の増産に踏み切れない生産者を支援するため、鳥取県が6月の議会にて補正を上げまして決定した事業でございます。

補助要件といたしましては、令和6年度の主食用米の作付面積を令和8年度までに20%拡大する生産者に対して、農業用機械の購入費を助成するというものでございます。補助率は2分の1、補助対象経費の上限といたしましては、個人では1,500万円、法人では2,100万円となっております。作付面積拡大に必要となる農業機械となりますので、トラクターですとか、田植機、コンバイン、ドローン等々が対象になっております。県のほうでは、対象となるか否かの事前審査というものを既に行っておりまして、事前審査の結果も分かっております。本市では11名が今、対象になっているというところでございます。

資料10ページに戻っていただきまして、細目86の渇水対策等緊急支援事業となります。こちら予算書は31ページ、事業別概要是31ページ上段となっております。こちら補正額は200

万円、財源といたしましては県補助金100万円、一般財源が100万円ということとして、県のこれも間接補助金となっております。背景といたしましては、令和7年6月中旬から8月上旬にかけて降水量が平年の1割から2割と市内の各所で渇水のため、河川の水位が著しく低下いたしました。特に稻作におきましては、穂が出る時期と重なったため、地域によっては米の育成について心配の声も寄せられておりました。渇水による被害を最小限にとどめるため、生産者等の皆さんに行う緊急の給水対応の支援を行うという事業になっております。対象となります内容といたしましては、水中ポンプ、エンジンポンプの購入またはリース、給水車のリース、燃料代を含めた消耗品等の購入等々が対象となっております。

対象者といたしましては、2者以上からなる農業者が共同で行う取組について支援をするということにしております。補助率につきましては、購入とリースでは補助率を変更しております、購入につきましては2分の1が補助と、ですので、2分の1が自己負担、リースに関するものにしましては3分の2が補助と、ですので、3分の1が自己負担という形になります。補助対象経費の上限といたしましては10万円、これはあくまでも先ほど申しました6月中旬から8月上旬、雨が降らなかった時期に各農家さんたちが行われた渇水対策の対応について想定しているものとして、件数といたしましては35件程度を考えております。

続きまして、また10ページにお戻りいただきまして、その下段に入ります。款、農林水産業費、項、林産業費、目、林業総務費の細目 07 野生鳥獣被害防止事業費となります。予算書は31ページ、事業別概要は31ページ下段となります。こちら補正額が97万1,000円、財源内訳といたしましては全額一般財源となります。こちらは、鳥取市鳥獣対策協議会が実施します鳥獣を処理する大型排水管を利用した簡易的な埋設設備の設備及び管理に係る経費を補助するというものになっております。本資料の13ページに添付資料をつけております。今年度からこの大型排水管を用いました簡易的な埋設設備が国の交付金事業となりました。国府町の減容化施設の負担軽減と捕獲従事者の負担軽減を図るために、佐治町森坪地内に簡易的な埋設設備を計画しております、鳥取県内では初めての取組となります。この施設の管理者は佐治町の獣友会にお願いすることとしています。この事業ですけども、1か所当たり上限100万円、最大年3か所までが国の交付事業となりまして、今回3か所分の設置費用を国から交付金をいただくものでございます。

この交付対象とならなかつた費用もございまして、こちらの事業の消費税額分、こちら施設の管理委託費、この鳥獣の発酵を促進するための発酵促進剤のお金、この施設の周辺の水質検査代等々が対象となりませんでしたので、この部分につきまして本市が補助金として支援させていただくというものになっております。こちら13ページの絵を見ていただきますと、イメージ図を載せております。左側の下のほうに軽トラの写っている絵がありますけども、こちらの大型排水管、大体長さが4メートルの排水管です。4メーターの排水管で直径が大体1メートル、そちらの配水管をこの絵のように、井戸のようにずぼんと埋めてしまうということがまずあります。これが施工です。

こちらにつきましては、捕れました鳥獣、イノシシですとか、シカですとかいろいろあると思しますけども、こちらの死骸につきまして、こちらの排水管の中にこのように捨てていくと。

それに併せまして発酵促進剤という丸い絵があると思いますけども、こちらを撒くことによりまして発酵が促進され、容積が減っていくと、減容化されていくというものになります。こちらにつきましては、大体1つの管につきまして年間100頭の処理、今回の事業につきましては、この管を3本埋めますんで、年間300頭の処理ができる試算になっております。こちらにつきましては、この排水管の処理施設ですけども、大体3年間使う見通しにしておりまして、3年間が終わりましたら、また別の場所に管を移設して同じように処理をするというようなことを考えておるところでございます。こちら何分始まった事業ですので、事業検証をさせていただいて効果が認められれば地元の理解を得た上ですけども、いろいろ鳥取市内でも広げていきたいなという思いはございます。

続きまして、また10ページにたびたびお戻りいただくことになって申し訳ないですけども、その下です。クマ対策事業費になります。予算書といたしましては31ページ、事業別概要といたしましては32ページの上段となります。こちら補正額は116万5,000円、財源内訳といたしましては、県補助金が87万3,000円、一般財源が残りの29万2,000円ということになります。こちらにも補助資料をつけております。14ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは、今年4月に鳥獣保護管理法の改正が行われまして、令和7年9月1日から市長の判断によりクマ等の危険鳥獣に対しまして緊急銃猟が行われるということになりました。緊急銃猟につきましては、後ほど報告案件として説明させていただく予定にしておりますけども、この緊急銃猟を行うために町の立入りの規制ですか、住民の避難誘導、注意喚起、あと、広報活動等々、職員が担うということになってまいります。

このため、現場にいる市職員の安全を確保するために環境省からガイドラインに求められております盾ですか、プロテクター、クマ撃退スプレーといったものを事業費として計上させていただいておるところでございます。ページを戻っていただきまして10ページの下段を見ていただけますでしょうか。農政企画課歳出合計となります。補正前の額8億5,153万4,000円に対しまして、今回の補正額7,047万2,000円、補正後の額は9億2,200万6,000円となります。農政企画課分といたしましては以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 山田課長。

○山田泰弘林務水産課長 林務水産課山田です。そうしましたら林務水産課所管の事業について説明させていただきます。資料でいきますと15ページとなります。上から4行目になります。林業振興費のうち、林道維持管理事業費です。予算書は31ページ、事業別概要32ページ下段となります。これは久松山へ登る遊歩道や林道に山林から枯れ木が倒れかかっている箇所がございます。その倒木の被害を未然に防止し、通行の安全を確保するための枯れ木の撤去及び林道の補修の費用としまして補正額392万9,000円を計上させていただくものです。

3行下がっていただきまして、水産業振興費のうち、漁業経営開始円滑化事業費でございます。予算書31ページ、事業別概要書は33ページ上段です。これは新規就労者が新たに着業する場合に、漁業組合が必要な漁船、漁具を購入し、就業者にリースする事業に支援するものです。この令和8年4月から新規就業を予定されている1名の方から中古船、エンジンなどの購入費として事業費1,886万1,000円、このうちの3分の2が補助となります。補正額としまし

ては1,257万4,000円計上させていただくものです。この補助率3分の2の内訳としましては、県が2分の1の補助で943万円、市が6分の1補助の314万4,000円となります。

資料のほうは1ページめくっていただきまして、資料1の16ページとなります。上から4項目、災害復旧費（現年発生災害復旧費）のうち、単独災害復旧費です。予算書は37ページ、事業別概要33ページ下段です。令和7年6月の短期豪雨により被災した林道の災害復旧を行うものです。佐治町地内の林道2路線で、これは補助災害の土砂の撤去と路肩崩壊の復旧費用としまして補正額を160万円計上させていただくものです。さらに1行下がっていただきまして、過年発生災害復旧費のうち、単独災害復旧費です。予算書は37ページ、事業別概要書34ページ上段です。資料1枚めくっていただきまして資料1の17ページを御覧いただきたいと思います。位置図と写真等つけております。今回この補正を計上しております箇所は、林道安蔵線の中に災害復旧があります。そのうちの3号箇所というところでございますが、これは安蔵森林公園の上流にある現場です。令和5年台風7号により被災した箇所であります。この被災現場につきまして、令和7年4月の雪解け時と5月の工事着工時に現場確認を行った時点では、今、この資料の真ん中に写っております現況写真を載せておりますが、変状はなかったんですけども、この6月の豪雨後に現地確認をやったところ、右の写真のように壁面の崩壊が確認されました。

それで、この調査を行ったところ、この壁面だけじゃなく、路面自体ももう中が空いているんではないかと想定されておりまして、またこの側面を直すのに、その構造部での基礎から復旧が必要ということになりましたので、測量調査設計費用としまして、補正額3,671万3,000円を計上させていただいているものです。1ページ戻っていただきまして資料16の一番下の行を御覧ください。林務水産課補正前歳出合計12億5,968万9,000円、今回補正額5,481万6,000円、補正後の歳出合計は13億1,450万5,000円です。林務水産課分については以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 長石次長。

○長石良幸次長兼農村整備課長 農村整備課長石です。それでは農村整備課に係る部分について御説明を申し上げたいと思います。資料1の18ページを御覧ください。まずは目、農地費、細目、農道舗装補修等事業費でございます。予算書のほうは31ページ、事業別概要のほうは34ページの下段となっております。補正額は2,000万円です。資料1の19ページのほう、めくつていただけますでしょうか。このたびの補正につきましては、渇水対策といたしまして、河川にポンプを設置する費用を支援するものでございます。ポンプの設置箇所といたしましては、野坂川水系や有富川水系などを中心に、市内10か所を想定して計上させていただいております。こちらにつけております左側の写真が設置するポンプと発電機でございます。右側の写真につきましては、水中ちょっと見えていないんですけども、こちらにポンプを設置しております、この青いホースを伝いまして、右側の樋門の向こうの用水路へと水を供給しているという状況写真でございます。

続きまして、また資料1の18ページに戻っていただけますでしょうか。真ん中辺りになります。目、農林水産業施設災害復旧費、細目が現年発生災害復旧費でございます。予算書は37

ページ、事業別概要書は35ページの上段でございます。補正額は798万円です。こちらも資料ありますので、資料1の20ページを御覧いただけますでしょうか。こちらにつきましては、本年の6月26日の豪雨によりまして被災した農地と農業用施設の復旧に係るものでございまして、鳥取地域、河原地域、佐治地域、合計20か所が被災したものでございます。写真のほうですが、左の写真が農地法面の崩落状況、真ん中の写真が農道法面の崩落状況、右の写真が堤外水路の閉塞状況となっております。

続きまして資料1の18ページにまた戻っていただけますでしょうか。目、農林水産業施設災害復旧費、細目のほうが過年発生災害復旧費でございます。予算書は37ページ、事業別概要書は35ページの下段となっております。補正額は3,275万4,000円でございます。これは令和5年台風第7号で被災しておりました、県の管理しております河川などの護岸復旧が順次完了するに伴いまして、今まで復旧工事の区域内でしたもので、詳細が判明していなかった水路の破損でありますとか、田んぼの法面等の被災につきまして追加で災害復旧費を計上するものでございます。資料1の18ページの下のほう御覧ください。農村整備課の歳出合計、補正前が19億617万3,000円、今回の補正額が6,073万4,000円、補正後の額が19億6,690万7,000円となっております。農村整備課に関する案件は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 農政企画課の小谷です。それでは議案第100号債務負担行為に係ります農林水産部所管に属する部分について御説明いたします。事業別概要書は47ページとなります。本資料の21ページを御覧いただけますでしょうか。農林水産部では鳥取市から伝承館が、このたび更新時期を迎えることとなりますので、指定管理者の更新後に必要となる経費を債務負担行為として計上させていただき、お願いをするものでございます。債務負担の期間といたしましては令和8年度から10年度までの3年間、限度額といたしましては2,082万9,000円、財源といたしましては一般財源となります。本施設は農産物加工施設といたしまして位置づけられており、市の方針といたしまして、譲渡及び廃止の対象施設となってございます。令和11年度までに今後の方針を決定する必要があるため、3年間と区切り公募による指定管理者を募集することといたします。今後のスケジュールといたしましては、議決を経た後、令和7年9月25日から10月30日までの間に指定管理者の募集をかけて、応募いただいた業者さんについて、11月上旬に選考委員会を経まして、12月の議会で指定管理者の指定を上程した後、協定を締結し、令和8年4月1日から指定管理を予定しているところでございます。これで議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）の農林水産部の所管に属する部分につきまして説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 説明いただきました。それでは聞き取りにくかった点、用語の確認等がある方は挙手願います。ございませんか。ないようありますので次に移ります。

議案第117号鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（説明）

議案第124号財産の無償譲渡について（説明）

議案第125号財産の無償譲渡について（説明）

◆石田憲太郎委員長 議案第117号鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部より説明をお願いします。小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 農政企画課の小谷でございます。この議案第117号の説明と、続きます議案第124号、125号関連の説明となりますので一括とさせていただいてよろしいでしょうか。

◆石田憲太郎委員長 じゃあ、一括でよろしいですね。はい、一括でお願いします。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 ありがとうございます。それでは議案第117号鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと関連します議案第124号、議案第125号財産の無償譲渡についてを一括にて説明させていただきます。付議案の21ページ、本資料といたしましては22ページとなります。22ページをお開きいただけますでしょうか。鳥取市有施設の民間施設への譲渡に関する取扱方針に基づきまして、農政企画課が所管します施設について順次、地元の自治会と無償譲渡に向けた協議を行っております。このたび、鳥取市佐治町福園と鳥取市上地地区の町内会の2集落の集会所の譲渡がまとまりました。これに加えまして、令和5年度4月に譲渡しました鳥取市有富の集会所がございますけども、その下の集会所用地につきまして、これまで建築物のみであった譲渡対象が令和7年2月に底地の部分、土地の部分にも適用されることになりました。このたび、この有富の集会所の用地についても、併せて協議を進めておったところでございますけども、こちら土地の部分の譲渡についてもまとまりました。ちなみに福園の多目的集会所、上地の集会所につきましては、既に修繕を終えまして、地元からもその状況を確認いただいている状況でございます。地域からは今後とも、こちら施設につきましては集会所として使用されると伺っております。このとおり農政企画課が所管します鳥取市佐治町福園集会所と鳥取市上地集会所の廃止、福園集会所と上地集会所、有富集会所用地の3施設の無償譲渡につきまして、議案として提案させていただきます。議案第117号、議案第124号、議案第125号の説明は以上となります。

◆石田憲太郎委員長 ただいま説明をいただきました。聞き取りにくかった点、用語の確認等ある方は挙手願います。よろしいですか。

報告

鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制について

◆石田憲太郎委員長 それでは続きまして報告に入ります。鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制についての御報告をお願いします。小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 農政企画課の小谷です。それでは鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制について御説明いたします。お手元にお配りしました資料2を用いまして御説明いたします。1ページをお開きいただけますでしょうか。昨今、テレビの報道によりまして、クマの出没やクマによる人身被害というものをよく耳にするようになりました。環境省の情報によると、令和5年には219人が人身被害に遭われており、クマ等の対策は急務となっております。従来、市街地に現れたクマにつきましては、個人の生命や身体を守るという警察官職務執行法という法律がございますけども、その執行法に基づきまして警

察官が発砲や駆除ということをなされておりました。この警察官職務執行法は実施に当たりまして、あくまでも、人に危害が加わることを防ぐというような判断基準がございます。

そのような中、2024年11月に秋田県のスーパーにクマが立て籠るというような事件がございました。立て籠りという性質上ですね、この警察官職務執行法では執行できずに2日間、膠着状態を招いたというようなことがございました。こちら記憶に新しいことだと思います。こうした状況に対応するため、今年4月に鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護管理法といいますけども、こちらの法律の改正が閣議決定され、市町村長の判断で銃器を利用した捕獲ができる制度、緊急銃猟といいますけども、この緊急銃猟がこの9月1日から始まりました。ですので、警察官の職務執行法と併せて、この緊急銃猟でもクマの対策ができるということになったわけでございます。

2ページ目をお開きいただけますでしょうか。こちら緊急銃猟ですけども、以下の条件を全て満たしたときに限り実施ができるということになっております。1つ目は危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入しているとき、人が行き交うエリアですね、そういったところにクマが侵入しているとき。2つ目が危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止する措置が緊急的に必要なとき。3つ目が銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難なとき。4つ目が避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがないとき。この以上4つ全て満たしたときに市長の判断で緊急銃猟は行われるということになります。こちら4つの条件を満たすには、安全の確保する区域を限定したり、区域の住人の避難誘導、注意喚起を早急に完了させること。区域の封鎖に係る交通規制や立入禁止、車両誘導を行うこと。狩猟に携わる獣友会や安全を守る警察との協議をベースにした緊急銃猟の計画を早急に立案すること等々が必要になってまいります。これに向かまして鳥取市が担う業務といたしましては、狩猟者の確保ですか、先ほど申しました住民の避難誘導、通行制限、クマがとどまっている場所の地権者や施設管理者への交渉、緊急銃猟の終了時に伴う破損、散弾銃で狩猟することが想定されますけども、クマ以外の建物等に当たったときに損害出ます。そちらの補償となります。そういった損害補償など多岐にわたることが市の担う業務として想定されます。これら業務を農林水産部のみでは対応が難しいと判断したために、庁内で危険鳥獣対策の組織体制を整備することといたしました。

3ページ目お開きいただけますでしょうか。3ページにつきましては組織体制を示したものになります。対応レベルを3段階に分けまして取組を行うこととしております。レベル1といたしましては、一番左のほうになりますけども、主に監視、情報収集を行う体制となります。レベル1ではクマが現場から立ち去っているとき、人の生活圏外、主に山林等々を想定しますけど、その人の生活圏外、山林にとどまっているときとし、緊急的に人への被害が及ばない状況であることを想定しています。この段階では全庁体制ではなくて、通常どおり農政企画課が獣友会や鳥取県と連携し、深く追い払いを基本とした対策を行うこととしております。併せて関係課の課長レベルに対しまして、クマの出没状況やその後の対応について情報提供を進めるということをしております。

表の真ん中の欄になりますけど、レベル2に移行したときはどうなるかというところです。

レベル2の段階では警戒体制を取り、全庁体制に移行するということとしております。状況として言いましたら、クマが人の生活圏内にとどまっている場合に移行するということを考えております。この段階では市長を本部長に据え、関係部局長による会議を設置いたします。ここから4ページに飛びますけど、4ページお開きいただきけでどうか。こちらには対策本部体制とそこに参加します関係各課の役割等々を記載しております。御覧のとおり府内対策本部と現地対策本部を設置し対応することを考えております。府内対策本部では、主に緊急銃猟についての事業判断や緊急銃猟の実施計画の承認、現地対策本部との調整、市民に対する広報や児童・生徒の安全確保といった業務を担います。

一方、現地対策本部になります。現地対策本部では情報収集や警察、猟友会との意見をすり合わせた後、緊急銃猟の計画立案、区域内の安全確保と規制などを担うこととしております。先ほど、人の生活圏内と話しましたけども、この人の生活圏内という考え方には、住宅地を主にした市街地の状況と農地ですね、そういうところも人の出入りがございますのでこの2パターンあるのではないかと考えております。出没時の状況も異なりますけども、農地での対応は追い払いや捕獲といったものを中心と考えておるとして、住宅地での対応といたしましては緊急銃猟の対応を考えておるところでございます。緊急銃猟の立案計画、事前調査といったところがこちらレベル2の対応となっておりまして、これらを踏まえて緊急銃猟が必要であるか否かっていう判断をする段階がレベル2とさせていただいております。こちらの中に各課の役割が書いてございますけども、こちら専門班として名づけております。業務ごとに班編成を行っておりますけども、これは災害対策本部の業務を参考にして当てさせていただきました。市職員も災害対策本部と同業務としたほうが混乱が少ないと判断したためでございます。府内の関係課には事前に相談し、本部体制について御理解をいただいているところでございます。

続きまして3ページに戻っていただきまして、表の右の欄になります。レベル3でございます。こちらレベル2の段階で述べました4つの条件が全て満たされる状況にありまして、緊急銃猟の計画が承認されれば、こちらレベル3に移行しまして、緊急銃猟の実施ということになります。レベル2で承認された緊急銃猟計画の実施に向けて現地対策本部では緊急銃猟の準備活動や住民への避難行動、情報提供等を進めることになります。府内対策本部では緊急銃猟が適切に行われるよう適宜現場から情報を把握し、状況が整った後に実施の最終判断、決断をすることになります。以上が緊急銃猟組織体制となります。

最後になりましたが5ページ目をお開きいただけますでしょうか。こちら緊急銃猟に伴う経過を記載してございます。先ほど4月の閣議決定というお話をさせていただきましたけども、4月25日に閣議決定なされて以来、緊急銃猟をするということが、9月1日から発動するということが決まっておりました。この間に鳥取市といたしましては対応についていろいろ鳥取県さんのほうに相談をさせていただいていた経過がございました。ただ、環境省の主管課になりますけども、主管官庁の環境省のほうから特にマニュアル等々出てきませんでしたし、なかなか情報出づらいような状況でございました。そんな中、7月25日に環境省からこの緊急銃猟についてのガイドラインというものが公表になりました。こちらは緊急銃猟につきましては、こういったところに気をつけてくださいねっていうものがいろいろ50ページ前後にわたりまし

て書いてあるようなガイドラインでしたけども、そちらが公表されております。

それを受けまして鳥取県のほうは8月8日になりますけども、市町村向けに説明会を開催いたしました。ただ、そちらの緊急銃猟のマニュアルについてでございますけども、鳥取県といたしましては今年度末になる3月に作成する予定であり、今現在のところは対応はちょっとできかねるというようなお話しでした。市町村長の判断で行う緊急銃猟については、市の自主性に任せるといったようなスタンスでございました。他市町の緊急銃猟に対する対応について確認したところ、やはり県に歩調を合わせて年度末から来年度に対応するという意見が大半を占めておりました。

ただ、そんな中、鳥取市として市長と協議を重ねる中で市民の安全を守るという市の責任を果たすためには、やはりこの9月1日から対応できる体制を整えなければならないんではないかと。ですので、9月1日の緊急銃猟のスタートまでに鳥取市としてこの組織体制をまとめることを確認させていただきまして、全県に先駆けこの取組を進めたものでございます。今後、国や鳥取県の動き、県警等々の協力体制、具体的なことが出てまいります。それにつきましては適宜情報収集を進め、県、警察との連携した動きが取れますよう調整を進めてまいる予定にしております。このたびの補正予算でも、緊急銃猟に係る備品の購入費を計上させていただきました。クマの報道が相次ぐ状況ですので、過度な恐怖心をあおることは避けつつ、本市でのクマ対策体制を整備しまして、市民の皆さんにも情報提供を行いながら、危険鳥獣対策を進めてまいる予定にしております。報告事項は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長 報告いただきました。それでは委員の皆様から質疑、御意見などございましたら挙手願います。ございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 ツキノワグマの県内の動きの動向が、県からG P Sが埋まったクマの状態が分かるようになっているんですが、最近の情報っていうのは分かりますか。

◆石田憲太郎委員長 小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長 農政企画課の小谷でございます。今のG P S等々、多分、クマに内蔵といいますか、ついている部分の動きという御質問でしたけども、鳥取市のはうではちょっとその情報については出ておりません。ただ、クマの目撃情報、今年に入ってからもクマを見た、クマらしきものを見たっていうような情報は寄せられます。そちらにつきましては、鳥取市の職員と猟友会が現場に出向きまして、クマなのか否のかっていう確認をさせていただいておる中で、今現在、クマであるだろうと想定される件数ですけども13件ございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長 そのほかありますか。それではないようありますので以上で農林水産部の審査を終了いたします。全ての日程を終了いたしましたので、文教経済委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

午後3時30分 閉会

令和7年9月 鳥取市議会定例会

文教経済委員会日程 (議案説明)

日時：令和7年9月8日（月）10:00～

場所：7階 第2委員会室

教育委員会

◎議案【説明】

議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】

議案第118号 鳥取市立学校条例の一部改正について

議案第126号 事業契約の変更について

◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和7年陳情第13号

「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書の提出を求める陳情

令和7年陳情第14号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるため、2026年度政府予算に係る意見書の提出を求める陳情

◎報告

報告第23号 専決処分事項の報告について

鳥取市教育振興基本計画の骨子について（教育総務課）

令和7年度全国学力・学習状況調査の結果について（学校教育課）

令和8年度以降の体験的学習活動等休業日「やってみよう！でー（day）」について
(学校教育課)

秋の文化財公開活用事業について（文化財課）

特別天然記念物コウノトリについて（文化財課）

経済観光部

(教育委員会終了後)

◎議案【説明】

議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】

議案第101号 令和7年度鳥取市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第2号）

議案第115号 鳥取市佐治町和紙生産伝習施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第116号 鳥取市あおや和紙工房の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第123号 財産の取得について

◎陳情【質疑・討論・採決】

<新規>

令和7年陳情第15号

鳥取市商工会補助金の見直しに関する陳情書

◎報告

報告第24号 専決処分事項の報告について

農林水産部

(経済観光部終了後)

◎議案【説明】

議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第2号）【所管に属する部分】

議案第117号 鳥取市地域活性化施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第124号 財産の無償譲渡について

議案第125号 財産の無償譲渡について

◎報告

鳥取市危険鳥獣対策（緊急銃猟）組織体制について